



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	チラシの創作性が否定された事例：コンタクトレンズチラシ事件
Author(s)	石黒, 駿
Citation	知的財産法政策学研究, 56, 293-355
Issue Date	2020-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/79520
Type	departmental bulletin paper
File Information	ipl-56_07.pdf



チラシの創作性が否定された事例 ーコンタクトレンズチラシ事件ー

大阪高判令和元年 7 月 25 日平成31年(ネ)500号 損害賠償請求控訴事件
(原審：大阪地判平成31年 1 月 24 日平成29年(ワ)6322号 損害賠償請求事件)

石 黒 駿

目次

1. 事実
 2. 判旨
 3. 評釈
 3. 1. はじめに
 3. 2. 表現全体の共通性から見た侵害の成否
 3. 2. 1. 既存の表現を基にしていない表現のデッドコピーの場合
 3. 2. 2. 既存の表現を基にした表現のデッドコピーの場合
 3. 2. 3. デッドコピーといえる部分が存在しない場合
 3. 2. 4. 小括
 3. 2. 5. 検討
 3. 3. 文字・記号、言語及び図表についての侵害の成否
 3. 3. 1. 文字・記号
 3. 3. 2. 言語
 3. 3. 3. 図表
 3. 3. 4. 小括
 3. 4. 本判決の射程
- 別紙 参考図表

1. 事実¹

X（原告・控訴人）は、高度管理医療機器の販売等を目的とし、コンタクトレンズ販売店を経営する、平成20年に設立された会社であり、P1は、Xの代表取締役である²。

昭和60年頃から、P1は、コンタクトレンズ販売業を営む会社を経営していた。

平成12年、P1経営の前記会社が、大阪市で「コンタクトレンズギャラリー上新庄店」（「原告の上新庄店」）を開店した。

平成16年、P1は眼科医P2³と知り合う。原告の上新庄店に併設される眼科として、P2が理事を務める医療法人山樹会が「P2眼科」を開業した。さらに、P1が経営する前記会社（X設立後はX）と医療法人山樹会は、業務提携契約を締結し、コンタクトレンズギャラリー上新庄店にコンタクトレンズを買いに来た客には、まずP2眼科で受診してもらい、上新庄店では眼科医であるP2が作成した指示書に基づいてコンタクトレンズを販売することとした。

平成20年、Xが設立され、P1経営の前記会社から原告の上新庄店の経営を引き継いだ。

平成25年までには、眼科医であるP2は、その経営する会社においてコンタクトレンズ販売店を営もうと考え、当時提携関係にあり、コンタクトレンズ販売店経営の豊富な経験を有するP1に相談した。

平成25年10月、不動産の売買、高度管理医療機器の販売等を目的とする会社であるY（被告・被控訴人）の取締役はP1及びP2が就任し、代表取締役はP2が就任した。

平成25年11月、「スマートコンタクト大阪駅前店」（「旧大阪駅前店」）が開店され、Yは、Xに対し、同店の運営を委託した。旧大阪駅前店は、そ

¹ 本判決の認定による。X、Y以外の者の呼称は原判決に従い、本判決と異なる場合は対応を注で示す。

² P1がXの取締役及び代表取締役に就任したのは平成27年1月27日であるが、P1はそれ以前からXを実質的に代表する地位にあったようである（例えば、平成26年12月のXY間の「覚書」の作成は、P1とP2との間でなされている）。

³ 本判決のP4に対応する。

れまでのコンタクトレンズ店と異なり、眼科を併設せず、眼科の検査なしでコンタクトレンズが買えるというビジネスモデルを採用した。そして、Xは、旧大阪駅前店の運営にあたり、従業員との間で自ら雇用契約を締結した。

その後、平成26年9月までに、別の2店舗についても同様の運営委託がなされた。

平成28年1月8日、P1がYの取締役を解任され、P2がYの代表取締役を辞任し、P3(P2の姉)⁴がYの取締役及び代表取締役に就任した⁵。

平成28年5月又は6月、原告の上新庄店とP2眼科の業務提携契約が終了した。その後もXは、原告の上新庄店の営業を続けた。

平成28年7月又は8月、Yが原告の上新庄店とP2眼科との間に「スマイルコンタクト上新庄店」(「被告の上新庄店」)を開店した。その後、YはP2が理事を務める医療法人山樹会と提携関係となった。

平成28年4月1日付で、Xは、Yに対し、旧大阪駅前店ほか2店舗の運営委託契約を解除する旨の意思表示をした。他方で、同年6月7日付で、YはXに対し、同契約を解除する旨の意思表示をし、さらに、旧大阪駅前店ほか1店舗の明渡しを求める仮処分命令を申し立てた。Xは、同年10月2日までは上記2店舗の運営を終了し、Yに対し、各店舗の物件を明け渡した(なお、残りの1店舗についてはXが運営を継続した)。

その後、Yは、旧大阪駅前店と同じ場所(大阪駅前第1ビルの地下2階)で「スマイルコンタクト大阪駅前店」を開店し、その販売宣伝のために、チラシ(「被告チラシ」。**【図1】**ないし**【図4】**の右側)を作成し、配布した。

他方で、Xと契約関係にある別の会社が、大阪駅前第2ビルの地下2階で「スマートコンタクト大阪駅前店」を開店した。Xは、同店の販売宣伝のため、チラシ(「本件チラシ」。**【図1】**ないし**【図4】**の左側⁶)を作成し、

⁴ 本判決の「被控訴人代表者」に対応する。

⁵ 同時にP2はYの代表取締役を辞任しているが、新たにYの代表取締役に就任したのはP2の姉であり、しかも、後述するようにP2が理事を務める医療法人山樹会は後にYと提携する。

⁶ 本件チラシの説明文言(**【図1】**左側下部)は次の通り。被告チラシの文言も店名以外は同一である。

頒布している（その内容は、かつて旧大阪駅前店の販売宣伝のためにXが他社に注文して作成されたチラシの内容とほぼ同一である）。

そこで、Xは、Yに対し、被告チラシがXの著作権（複製権及び翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害しているとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた⁷。

なお、本件は、当初、Yを原告、Xを被告とする別件訴訟（大阪地裁平成28年(ワ)第10854号営業行為差止等請求事件）における反訴として提起され、その後、Xが当該反訴を別訴として取り扱うことを希望したため、独立の訴えとして取り扱うこととされたものである。

「2005年4月に施行された改正薬事法によりコンタクトレンズは高度管理医療機器とされて、その販売には医療機器販売業の許可が必要とされましたが、購入時に処方箋の交付は一切義務づけられておらず、どのように販売するかは販売業者において適切に判断されるべきであるとされております。

当スマートコンタクトは、眼科での定期的な検査をおすすめしておりますが、以前に眼科での処方を受けられ調子よくコンタクトレンズを使用なさっている方などが同じコンタクトレンズを購入される場合は、お客様の経済的・時間的なご負担の観点から販売時に処方箋の有無を前提としておりません。」

⁷ このほか、Xは、YがYの意を受けたXの従業員をして多数のXの従業員を不当に引き抜いたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求したが、裁判所は、第一審及び控訴審ともに、YがXの従業員に対して社会通念上自由競争の範囲を逸脱した勧誘行為をしたとは認められないとして、請求を棄却すべきものとした。

また、Xは、Yが原告の上新庄店とP2 歯科との間に被告の上新庄店を出店したこと及びそこでの顧客勧誘行為がYの負う競業避止義務に違反し、又は違法な競業行為にあたると主張して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求したが、裁判所は、第一審及び控訴審ともに、Yが競業避止義務を負っていたとは認められず、顧客勧誘行為も社会通念上自由競争の範囲を逸脱したものであったとは認められないとして、請求を棄却すべきものとした。

このほか、Xは、控訴審において、予備的に請求原因を追加し、被告チラシの作成、頒布は、Xの営業上保護された法的利益を侵害する不法行為にあたると主張したが、裁判所は、不法行為成立の根拠としてXの主張する点がいずれも事実の裏付けを欠き、ほかに被告チラシの作成、頒布によってYが特別な営業上の利益を上げたとか、Xが営業上の利益を失ったという事実も認められないとして、請求棄却の結論を維持した。

【図1】 左：本件チラシ（表面左側）、右：被告チラシ（表面左側）

〔コメント〕
「スマートコンタクト」という文言及び最下部のイラストを除き、
(原告著作物) ほぼ文句、イラスト等がほぼ同一に於いて同一 (被告DM)

コンタクトレンズの買い方比較

例えば...

商品名	商品代金	持ち帰時間	受診代	送料	受取
スマートコンタクト	¥2,000	無し お持ち帰り可	無し	無し	即時 (90%以上)
大坂駅前店	¥2,000	お持ち帰り可 お持ち帰り可	お持ち帰り可 お持ち帰り可	無し	即時 (一部注文)
インターネット	¥2,000	無し	無し	お持ち帰り可 お持ち帰り可	即時 (一部注文)

調子良くコンタクトをご使用中の方へ

検査×時間
受診×代金

ご使用中のコンタクトのデータをお知らせください。
検査なしでスグ買える!!

なぜ検査なしで
購入できるの?

コンタクトレンズの買い方比較

例えば...

商品名	商品代金	持ち帰時間	受診代	送料	受取
スマイルコンタクト	¥2,000	無し お持ち帰り可	無し	無し	即時 (90%以上)
大坂駅前店	¥2,000	お持ち帰り可 お持ち帰り可	お持ち帰り可 お持ち帰り可	無し	即時 (一部注文)
インターネット	¥2,000	無し	無し	お持ち帰り可 お持ち帰り可	即時 (一部注文)

調子良くコンタクトをご使用中の方へ

検査×時間
受診×代金

ご使用中のコンタクトのデータをお知らせください。
検査なしでスグ買える!!

なぜ検査なしで
購入できるの?

【図2】 左：本件チラシ（表面右側）、右：被告チラシ（表面右側）

(原告著作物) (被告DM)

スマートコンタクト

検査なし
スグ買え!

移転オープン!!
記念セール

特価 ¥6,000
特別クーポン進呈!

便利でさらに! 人気商品がお買い得!

商品の転送
も同じ

地区等々
転送も同じ

①4歳~10歳の方限定
②4歳~10歳の方限定
③7歳~10歳の方限定

¥3,000off ¥2,000off ¥1,000off

スマイルコンタクト

ワンダーソフトコンタクトレンズが
新しいのOK! ¥980~
目に優しいシリコンWEECソフトレンズが
¥1,480~

リニューアル
OPEN!

便利でさらに! 人気商品がお買い得!

商品の転送
も同じ

地区等々
転送も同じ

①4歳~10歳の方限定
②4歳~10歳の方限定
③7歳~10歳の方限定

¥3,000off ¥2,000off ¥1,000off

【図3】 左：本件チラシ（裏面左側）、右：被告チラシ（裏面左側）



【図4】 左：本件チラシ（裏面右側）、右：被告チラシ（裏面右側）



（裁判所 HP（一審）より。本件チラシについては、より鮮明で書き込みのない画像も同 HP で確認できる）

本件の主な争点は、①本件チラシの著作物性、②本件チラシに係る著作権・著作者人格権の帰属、③侵害の成否、④損害である。

裁判所は、第一審及び控訴審ともに、争点①について、本件チラシの著作物性を否定し、その余の争点について判断するまでもなく、著作権・著作者人格権侵害が成立するとはいえないとして、Xの請求を棄却すべきものとした(確定)。控訴審判決は、第一審判決を若干補正したに止まるため、以下では控訴審判決のみを検討の対象とする⁸。

2. 判旨

争点①(本件チラシの著作物性)について

(1) 本件チラシの内容

「ア 本件チラシの内容は別紙『著作物目録』のとおりであり、表面の左側には、『コンタクトレンズの買い方比較』という表題が付された表が掲載されるとともに、その下に『調子良くコンタクトをご使用中の方へ』と記載され、さらにその下に、『検査時間』と『受診代金』という太くて大きな文字の上に『×』を付したものが記載され、その横に、視力検査をしている男の子のイラストが付されている(なお、このイラストはインターネット上のフリーアイコン等を使用したものである……。下記イの女の子のイラストも同じ。)。そして、これらの下に大きな赤字で『検査なしでスグ買える!!』と記載され、さらにその下には、『なぜ検査なしで購入できるの?』という質問と、それに対する説明が記載されている……。

イ また、本件チラシの表面の右側には、『検査なし／スグ買える!』と記載されているところ、このうち『検査なし』、『スグ』という文字が大きく、太く記載されるとともに、それに続いて若干小さく、細い文字で『買』という文字が、さらに小さく、細い文字で『える!』という文字が記載されている。また、『スグ』という部分に黄色の着色がされ、かつこれを女の子のイラストから出された吹き出しの中に記載されることで、『スグ』という文字が強調されている。

そして、その下には、商品の写真や値段等、店舗名と地図が記載・掲載

⁸ 引用文中、補正によって追加、修正された部分には下点線(「.....」)を付した。

され、一番下に割引クーポンが付されている。

ウ 本件チラシの裏面には、商品の写真を掲げつつ、その下側に商品名や値段等が記載されるとともに、適宜商品の説明やアピールポイント等の記載が付加されている。」

(2) 本件チラシ中の表現の著作物性

「ア Xは、本件チラシの表現のうち、①『検査時間 受診代金〔注：各文言の上に『×』の記号あり〕』や『検査なし スグ買える！』という宣伝文句（キャッチフレーズ）（上記(1)のア及びイ）、②『コンタクトレンズの買い方比較』という表（同ア）及び③『なぜ検査なしで購入できるの？』という箇所における説明文（同ア）の3点について、創作性があるとして、本件チラシに著作物性が認められると主張している。」

①宣伝文句（キャッチフレーズ）について

「イ しかし、まず上記①は、旧大阪駅前店において採用された眼科での受診（検査）なしでコンタクトレンズを購入することができるという特徴を表現したものであり、眼科での受診（検査）が不要であると、検査時間や受診代金が不要となり、また検査が不要である結果、コンタクトレンズをすぐ買えることになると認められる。そして、上記①の宣伝文句は、以上のビジネスモデルによる顧客の利便性を消費者に分かりやすく表現しようとしたものと認められるが、不要になる事項を文字（単語）で抽出し、その文字（単語）の上に『×』を付すことはありふれた表現方法であるし……、『検査なし スグ買える！』という表現は、眼科での受診（検査）なしでコンタクトレンズをすぐ買えるという旧大阪駅前店のビジネスモデルによる利便性を、文章を若干省略しつつそのまま記載したものにすぎず、そこに個性が現れているということとはできない上に、強調したい部分に着色等したり、『！』を付したりするなどして強調することもありふれた表現方法にすぎない。以上より、上記①に創作性があるとは認められない。」

②表について

「また、上記②はマトリックスの表形式にすることによって、旧大阪駅前

店と他の店舗や他の販売方法との違いを分かりやすく表現したものである。確かに、表現方法としては文章で伝えるなどの別の方法が存することはX主張のとおりであるが、本件チラシは販売宣伝のために作成されたものであるから、その性質上、表現が記載されるスペースは限られ、また見た者が一目で認識、理解し得るような表現をすべきことも求められるから、表現方法の選択の幅はそれほど広いとは認められない。そして、文字で表現しようと思えばできる事項を表形式にまとめることは通常行われる手法であり……、表形式で比較するに当たり、縦の欄に旧大阪駅前店と他の店舗や他の販売方法を並べ、横の欄に複数の事項を列記し、マトリックス形式でまとめるというのも、ありふれた手法にすぎない……。そしてまた、ここで比較の対象としている事項の選択も、眼科での受診（検査）を不要とし、店舗に来店して購入するという旧大阪駅前店でのビジネスモデルから自ずと導き出されるものばかりである。以上より、上記②に創作性があるとは認められない。」

③説明文言について

「さらに、上記③の説明文言は、旧大阪駅前店では眼科での受診（検査）なしでコンタクトレンズを購入することができる理由を文章で説明したもので、その内容は法規の内容や運用を説明した上で、旧大阪駅前店では、顧客の経済的・時間的な負担の観点から、販売時に処方箋の有無を前提としていないことを説明したものにすぎない。これは上記のビジネスモデルの客観的な背景や方針をそのまま文章で記載したものにすぎず、文章表現自体に特段の工夫があるとはいえない上、その記載方法も相当の文字数を使用して、しかも小さな文字で記載したものにすぎないから、その表現方法に何らかの工夫がみられるわけでもない。以上より、上記③に創作性があるとは認められない。」

(3) 本件チラシ中の各表現の組合せの著作物性

「Xは上記(2)の①ないし③等の組合せに著作物性が認められるべきであると主張している。

確かに、上記①ないし③は、眼科での受診（検査）を不要とし、コンタクトレンズをすぐ買えるという旧大阪駅前店でのビジネスモデルを強調

するために、それが可能な理由等を小さな文字で説明する（上記③）とともに、当該ビジネスモデルによって不要となる事項を文字（単語）で抽出し、その上に『×』を付すなどしてキャッチフレーズを用いたり（上記①）、マトリックスの表形式で他の店舗や他の販売方法と比較したりした（上記②）もので、それらを組み合わせることによって当該ビジネスモデルを強調し、読み手に分かりやすく説明しようとしたものということとはできる。しかし、何かを強調し、分かりやすく伝えるために、説明文とキャッチフレーズと表形式のものを組み合わせることそれ自体は、特徴的な手法とは認められず、組み合わせの具体的方法に特徴があるわけでもないから、上記(2)で判示したとおり上記①ないし③の各表現に創作性が認められないことを踏まえると、これらの組合せ自体にも創作性は認められない。

なお、本件チラシでは、さらに視力検査をしている男の子のイラストが組み合わせられているが、Xはイラスト自体の著作物性を主張するものではない上、広告宣伝において適宜関連するイラストを配することもありふれた表現方法にすぎないから、このイラストと組み合わせることによって、創作性が基礎付けられるとはいえない。

また、原告は当初、被告チラシの各商品の配列等が本件チラシとほとんど同一であることを主張していた。しかし、本件チラシにおいては商品の写真を掲げつつ、その下側に商品名や値段等を記載し、適宜商品の説明やアピールポイント等を付加しているところ、そのような各商品の配列等は、コンタクトレンズ販売店の広告としてありふれたものであると認められるから……、創作性は認められず、原告の上記主張によって本件チラシの著作物性は基礎付けられない。」

3. 評釈⁹

3.1. はじめに

あるものが著作物として保護されるためには、それが思想又は感情の創作的表現であることが必要である（著作権法2条1項1号）。本件で

⁹ 本判決の評釈ないし紹介として、金判1587号（2020年）35頁（匿名コメント）、三井大有「最近の著作権裁判例について」コピライト707号（2020年）2頁がある。

は、チラシにおける具体的な表現について、著作物性、特に創作性の有無が争われた。チラシや広告における表現の著作物性が争われた先例¹⁰と比較すると、本件の事案には、チラシの大部分のデッドコピー¹¹がなされ、それゆえ、著作物性の有無が侵害の成否に直結しやすかったという特徴がある。そして、本件では、一審、二審ともに著作物性が否定された。

さて、本件チラシと被告チラシを見比べると、全体として非常によく似ているとの印象を受ける。そこで、まず、個々の構成要素ではなく、チラシ全体の共通性とその共通部分の創作性に着目して、従前の裁判例を概観する(3.2.)。ここでの検討から、本件の事案が先例の間に立つ限界的な事案であること、それゆえ、やはり個々の構成要素の創作性を検討する必要があることが明らかとなる。そこで、①宣伝文句、②表、③説明文言という個々の構成要素の創作性を検討するため、文字、言語表現、図表の著作物性について判示した裁判例を順に概観する(3.3.)。最後に、以上の検討を踏まえて、本判決の射程を論じる(3.4.)。

¹⁰ 例えば、大阪地判昭和60年3月29日無体集17巻1号132頁[商業広告](著作物性肯定・侵害否定)、東京地判平成10年11月16日(LEX/DB文献番号28041737)[リトルくらぶ](侵害肯定)、大阪地判平成9年3月13日(LEX/DB文献番号28032265)[ニューディナーパシー審]・大阪高判平成10年2月13日(LEX/DB文献番号28061181)[同二審](著作物性否定)、東京地判平成28年7月19日裁判所HP[コンサートチラシ](著作物性肯定・侵害否定)、東京地判平成29年2月28日裁判所HP[交通事故110番一審]・知財高判平成29年10月5日裁判所HP[同二審](判断なし)。

¹¹ ここでは、後行表現が先行表現の一部又は全部をそのまま再生している場合を「デッドコピー」と呼んでいる。デッドコピーの場合、著作物性の判断が侵害の成否を直接決することになりやすいため、(著作物性が肯定されても類似性が否定されるような事案に比して)著作物性に関する判断を参照することの意義が大きいといえる。もっとも、本稿におけるそのような事案の振り分け自体、規範的評価を伴うものであることは否定しえない。その意味では、仮に著作物性が肯定されれば類似性が独自の争点とならないと思われる場合を、本稿では「デッドコピー」と呼んでいるといった方が正確であろう(例えば、後掲[リトルくらぶ](【図7】)をデッドコピーとして位置付けている一方で、後掲[商業広告](【図12】)はそうのように位置付けていない)。

3.2. 表現全体の共通性から見た侵害の成否

既存の表現（以下、先行表現という）に依拠して別の表現（以下、後行表現という）を作る行為が著作権侵害となるためには、両表現の共通部分が表現上の創作性を有する必要がある^{12, 13}。チラシ全体に着目する場合も、どこに創作性があるか同定されなければならない。

まず、本件チラシの構成要素のうち、イラストを除く部分は、Xの創作によるものであると主張されている。そこで、原画その他の既存の表現を基にしていらない表現の著作物性が問題となった裁判例を、その中でも著作

¹² 思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合は、著作権侵害とならない（最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁〔江差追分上告審〕）。同判決の評釈として、高部眞規子〔判批〕ジュリスト1220号（2002年）110頁、同〔判解〕最判解民事篇平成13年度（2004年）549頁、田村善之〔判批〕法学協会雑誌119巻7号（2002年）1430頁がある。同判決は言語著作物の翻案権侵害について述べたものであるが、他の分類の著作物についても同様と解されており（高部〔判解〕562頁、中山信弘『著作権法（第2版）』（2014年・有斐閣）595頁）、また、侵害の成否の場面では複製と翻案を区別する実益はないとされている（田村善之『著作権法概説（第2版）』（2001年・有斐閣）23-24頁）。そのため、この要件は侵害一般についてのものと位置付けられる。同判決の理解については、「表現上の本質的な特徴の直接感得性」が独自の要件としての意義を有するとの立場が存する（高部眞規子「判例から見た翻案の判断手法」著作権研究34号（2008年）18頁）が、本稿の検討対象である創作的な表現の共通性要件はいずれにせよ要求されている。

¹³ 創作性があるといえるためには、著作者の個性が著作物の中に何らかの形で現れていればよい（半田正夫『著作権法概説（第16版）』（2015年・法学書院）77頁、作花文雄『詳解著作権法（第5版）』（2018年・ぎょうせい）67頁）、他人の著作物と異なるものを作成したということでも十分である（田村・前掲注12・概説12頁）などと説明される。また、創作性概念を「表現の選択の幅」として捉え直す立場も見られる（中山・前掲注12・65頁、上野達弘「創作性」高林龍ほか編『知的財産法の理論的探究』（2012年・日本評論社）181頁）。上野・同202-205頁は、他の表現の余地が競争者に残されているかによって創作性を判断する中山の立場を「競争法的選択の幅論」と整理し、これと、あくまで個性の発揮との関係を問題とする「創作的選択の幅論」とを対置させる。いずれの立場を取るにせよ、選択の幅が重要な考慮要素となる点では一致する。さらに、上野・同202頁は、所与とされた前提条件をどのように設定するかによって選択の幅の捉え方が変わることを指摘しており、本稿の分析もこのような見方によっている。

物性判断が重要となるデッドコピーの事案のものに限って検討する(3.2.1.)。

次に、本件チラシは、視力検査をする男の子のイラストという既存の表現に、他の要素が組み合わせられてできたものと見る事ができる。この点に着目して、既存の表現を基にした表現の著作物性が問題となった裁判例を、こちらもデッドコピーの事案のものに限って検討する(3.2.2.)。

最後に、本件チラシの個々の構成要素に創作性が認められるか否かに関わらず、それらを組み合わせた点に創作性が認められる場合がありうる。この観点からは、要素の選択・配列ないし配置の創作性に注目するため、むしろデッドコピーでない事案における判断が参考となる。そこで、デッドコピーといえる部分が存在しない事案に関する裁判例を検討する(3.2.3.)¹⁴。

3.2.1. 既存の表現を基にしていない表現のデッドコピーの場合

先行表現が既存の表現を基にしておらず、かつ、後行表現に先行表現のデッドコピーといえる部分がある場合は、端的にその部分の創作性を検討すれば足りることが多い。このような事案に関する裁判例は、本判決を検討するうえで特に参考となろう。

(1) 裁判例

東京地判平成20年12月26日判時2032号11頁〔黒烏龍茶〕は、ペットボト

¹⁴ 以下では、先行表現として、応用美術に属するとされる表現が問題となった裁判例も検討の対象とする。立案担当者は、著作権法2条2項を、美術工芸品以外の応用美術を保護しない趣旨と解する(加戸守行『著作権法逐条講義(6訂新版)』(2013年・著作権情報センター)68-69頁)。しかし、平面的なイラストや図案が商品や広告に用いられている場合については、通常の著作物とほぼ同様の創作性の基準が用いられているとの分析がある(井上由里子「3Dプリンタに関する著作権問題ー設計図と応用美術の著作権裁判例を手がかりにー」DESIGN PROTECT 105号(2015年)11頁・14-16頁、金子敏哉「日本著作権法における応用美術ー区別説(類型除外説)の立場からー」著作権研究43号(2016年)80頁・83頁、田村善之「意匠登録がない商品デザインの保護の可能性ー著作権法・不正競争防止法の交錯ー」コピライト676号(2017年)2頁、同「TRIPP TRAPP 事件判批」ビジネス法務15巻11号(2015年)96頁)。本稿もこのような理解に立ち、応用美術を特に区別して論じることはいしない。

ル容器のパッケージデザイン（【図5】（別紙参照。以下同じ））について、応用美術にあたり、かつ、純粋美術と同視しうるとまでは認められないとして、著作物性を否定した¹⁵。また、東京地判平成25年7月2日裁判所HP[シャトー勝沼一審]は、原告看板（【図6】）について、応用美術にあたり、純粋美術と同視しうする場合にもあたらないとしたうえでの判示であるが、創作性を否定した（知財高判平成26年1月22日裁判所HP[同二審]も同旨）¹⁶。①原告看板の各構成要素はワイナリーの広告看板において一般的である、②配置した文字のバランスはありふれたものの域を出ないし、グラスの形状にも格別の創作性はない、③「シャトー勝沼」の文字に、顕著な特徴を有するといった独創性は認められない、④背景や素材における色の組合せは、ありふれたものにすぎない、⑤一体として見ても、文字と図柄の単純な組合せにすぎず、全体として一つのまとまりのある表現物として創作性を有しているとは認められないという理由である。

以上に対して、東京地判平成10年11月16日（LEX/DB 文献番号28041737）[リトルくらぶ]は、【図7】の原告広告について著作物性を肯定し、当該事案における侵害も肯定した。判旨によると、原告広告の原告著作部分は、〈1〉「おうちで育てる『知能』の芽。」というキャッチフレーズ、〈2〉親子の顔を表したキャラクター、〈3〉「親と子の知能教育システム」という説明文、〈4〉「リトルくらぶ」という商品名の図案、〈5〉「新開発」の図案という五つの構成要素の組合せからなり、「被告が新たに開発した『リトルくらぶ』という通信教育システムが家庭で子供の知能の発達を促進することを目的とする商品であることを表現したものと認められ、その表現には制作者の個性が現われており、創作的な表現物として著作物性を有する」。そして、「被告広告の本件記載部分は、原告著作部分の構成要素〈1〉ないし〈5〉と同一又は実質的に同一の構成要素を組み合わせて構成されて」いるから、各構成要素の相対的な大きさや配置が異なる点を考慮しても、侵害が

¹⁵ 同事件の事案は競業他社による類似品の製造、販売と、比較広告の表示（著作権法に関しては、その際の商品画像の使用）が問題となった事案であり、不正競争防止法に基づく請求は一部認容されている。不競法1条1項1号及び2号に関する論点については、比良友佳理[判批]知的財産法政策学研究35号（2011年）383頁参照。

¹⁶ 田村・前掲注14・コピライト7頁は、これほどの単純な図案に著作物性を認めると商標の大半が著作物となりかねないとして、同判決を支持する態度を示唆する。

肯定される、とした。同判決は、〈1〉から〈5〉のいずれかの構成要素が著作物と認められることを必要としない一方で、構成要素〈2〉は「いわゆるスマイルマークとは明らかに異なると認められる」とも述べており、構成要素〈2〉に著作物性が認められうとの認識に立った判断のように思われる。そうであるとなると、構成要素〈2〉以外についての判断をまたずとも、表現上の創作性が認められる事案であったといえる¹⁷。

(2) 本件事案の位置付け

本件チラシは、侵害否定例である[黒烏龍茶]や[シャトー勝沼]に比して構成要素の数が多い。そのため、各要素の配置に関する選択の幅がより広いといえるから、これらの判断を前提としても侵害肯定の余地がある。もっとも、本件は、個々の構成要素の創作性が否定された事案である点で、侵害肯定例である[リトルくらぶ]とも区別される。

3.2.2. 既存の表現を基にした表現のデッドコピーの場合

次に、先行表現が既存の表現に手を加えられてできたものであり、かつ、後行表現が先行表現のデッドコピーである場合の侵害の成否に関する裁判例を見る¹⁸。これらの裁判例は、他人の表現であるイラストに図や説明文言が組み合わせられた事案である本件を検討するうえでも参考になりうる。この事案類型においては、先行表現において新たに手が加えられた部分に創作性が認められるか否かが、著作物性、ひいては侵害の成否を決することとなる¹⁹。

¹⁷ なお、同事件では、原告著作部分の構成要素〈1〉ないし〈5〉の相対的な大きさや配置を変更したことが原告著作部分の改変にあたるとして、同一性保持権侵害も肯定されている。同一性保持権侵害の成立は、創作的部分について手が加えられることを必要としない(田村・前掲注12・概説437頁)から、このことは構成要素〈2〉のみに創作性が認められるとの見方と矛盾しない。

¹⁸ 模写の著作物性について、後掲[豆腐屋]、[柏書房]及び[玉木屋]を題材に検討するものとして、村井麻衣子[豆腐屋事件判批]知的財産法政策学研究15号(2007年)341頁。

¹⁹ 基となった表現が著作物である場合、原告が新たに創作的寄与をしてできた表現は二次的著作物にあたり、その保護範囲は、二次的著作物において新たに付与され

(1) 裁判例

東京地判平成18年5月11日判時1946号101頁〔豆腐屋一審〕は、【図8】の原告絵画につき、原画との差異が細部における僅かなものや簡略化の結果にすぎないことなどから、二次的著作物にあたらないとした（知財高判平成18年11月29日裁判所HP〔同二審〕も同旨）。また、東京地判平成18年3月23日判時1946号101頁〔柏書房一審〕（【図9】）は、原告絵画1について、原画1に些細な変更を加えたものにすぎないとして創作性を否定する一方で、原告絵画2について、古井戸から飛び出した幽霊に驚く焼継師の様子を描いた原画と異なり、町人の風俗の再現を意図した表現となっているとして、創作性を肯定し、侵害を肯定した（知財高判平成18年9月26日裁判所HP〔同二審〕も同旨）。さらに、東京地判平成11年9月28日判時1695号115頁〔玉木屋〕は、【図10】の原告絵画の著作物性を肯定し、被告絵画による侵害を肯定した²⁰。

このほか、東京地判平成22年4月28日裁判所HP〔ルーン占一審〕は、携帯電話コンテンツの占い結果に応じて表示される石板の画像（【図11】）について、『ルーンの手』の絵に鑑みて、原告白黒画像の著作物性を否定する一方で、原告カラー画像の著作物性を肯定した。25個のルーンとその背景の配色の「ほぼ無限の組み合わせ」とそのほかの加工を考慮しての判断である。これに対して、知財高判平成23年2月28日裁判所HP〔同二審〕は、原告カラー画像についても、画像の表現そのものに、『ルーンの手』に描かれたルーン石の絵や原告白黒画像を離れて、創作が加えられたと評価することはできないとして、著作物性を否定した。全体としての配色の組合せの多さは個々の画像の創作性を基礎付けるものとはいえない以上、創作性

た創作的部分に限られる（最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁〔POPEYE 腕カバー〕）。

²⁰ 同判決は、本件絵画の創作性を肯定する部分で「本件絵画は、本件原画をそのまま機械的に模写したものではないことは明らかであって、本件絵画は、創作性を有するものと認められる」としており、機械的模写か否かという判断基準によっているとすると、疑問がある。もっとも、本件絵画では、本件原画では描かれていなかった、後ろの荷箱の途中から後ろの部分、前の荷箱の右側の下半分の部分及び人物の左脚の一部が描かれており、判旨もこれらの点を考慮していることからすると、創作的表現の新たな付与があるとの結論には頷けなくもない。

否定の結論は妥当であろう。

これらの事案と結論を通じてみると、線の太さ、色彩、描かれているものの位置関係の変更や、原画を若干簡略化するような場合には、創作性が否定され、原画を元により詳細に描く場合や、一部を明らかに変化させる場合には創作性が肯定される傾向にあるといえる²¹。なお、上記裁判例で問題となった表現は、いずれも原画等を起点としたものである²²。表現の選択の幅が原画等を前提に観念される²³のも、そのような表現だからこそであるということを、当然のことながら、付言しておく。

(2) 本件事案の位置付け

本件では、インターネット上のフリーアイコンである視力検査をしている男の子のイラストが表・文字列・説明文と組み合わせて使用されているものの、イラスト自体には手が加えられていない。そのため、上記裁判例とはこの点で区別され、イラストによる選択の幅の制約は問題とならない。結局、本件チラシにおけるイラストは、あくまで具体的表現の一つとして、その選択・配列ないし配置における創作性が考慮されることとなる。

3.2.3. デッドコピーといえる部分が存在しない場合

最後に、後行表現に先行表現のデッドコピーといえる部分が存在しない場合の侵害の成否に関する裁判例を見る。この事案類型では、二つの表現がどの程度具体的に共通していることをもって表現の共通性が認められ、共通部分が表現上の創作性を有するといえるか問題となる²⁴。本件は、デ

²¹ 村井・前掲注18・355頁。

²² これに対して、本判決のように、イラストを他の構成要素と組み合わせた点の創作性が独立に問題となったデッドコピーの事案を扱った先例は、筆者が探した限りでは見当たらなかった。

²³ 村井・前掲注18・356頁は、[豆腐屋]と[柏書房]について、選択の幅が狭い方向へなされた変更については創作性否定、選択の幅が広い方向へなされた変更については創作性肯定という基準がとられていると評価する。そこでは、模写の性質上、簡略化や位置関係の変更は、選択の幅が狭い方向への変更にあたると位置付けられている(選択の幅の制約の範囲内での変更と言い換えられよう)。

²⁴ 田村善之「著作権法の体系書の構成について」小泉直樹＝田村善之編『はばたきー21世紀の知的財産法』(2015年・弘文堂)512頁・520頁。

ッドコピーである以上、著作物性が肯定される場合、共通部分がアイデアにすぎないという問題は生じない。もっとも、要素の選択・配列ないし配置の創作性が問題となる点で、これらの裁判例と通ずるところがあるから、比較には意義があるといえる。

(1) 侵害否定例

まず、大阪地判昭和60年3月29日無体集17巻1号132頁〔商業広告〕²⁵は、原告広告（【図12】）の著作物性を肯定しつつ、被告広告との類似性を否定した²⁶。また、大阪地判平成9年3月13日（LEX／DB文献番号28032265）〔ニューディナーパン一審〕は、フライパンの広告である原告広告1及び2（【図13】）につき、被告広告との関係で侵害を否定した²⁷（大阪高判平成10年2月13日（LEX／DB文献番号28061181）〔同二審〕も同旨）。複数の要素からなる表現について、個々の要素の配置が大きく異なる場合や、個々の要素が異なり配置のみが似ている場合は、侵害が肯定されにくいといえる。

より限界的な事例として、東京地判平成24年2月23日裁判所HP〔釣りゲータウン2一審〕（侵害肯定）と知財高判平成24年8月8日判時2165号42頁〔同二審〕（侵害否定）は、釣りゲームの魚の引き寄せ画面（【図14】）について、判断を異にした。第一審が、「水中に三重の同心円を大きく描き、釣り針に掛かった魚を黒い魚影として水中全体を動き回らせ、魚を引き寄せるタイミングを、魚影が同心円の所定の位置に来たときに引き寄せやすくすることによって表した点」が共通することを重視して、侵害を肯定したのに対し、控訴審は、共通部分は、表現それ自体ではない部分又は表現

²⁵ 渋谷達紀〔判批〕判時1163号（1985年）227頁、斉藤博〔判批〕ジュリ862号（1986年）239頁、土井輝生〔判批〕特許管理37巻2号（1987年）201頁、中山信弘〔判批〕ジュリ919号（1988年）93頁、斉藤博〔判批〕斉藤博＝半田正夫編『著作権判例百選（第3版）』（2001年・有斐閣）100頁。なお、田村・前掲注12・概説72-73頁も参照。

²⁶ 当該事案において、原告広告の環状の鎖の図案を行ったのは被告から依頼を受けた広告デザイナーであるため、その部分の創作性は問題とならない。

²⁷ 同判決及び控訴審判決が、編集著作物につき、素材が異なる以上侵害は成立しないとの立場を取っている点については、後述の通り疑問があるが、各写真、商品説明等の内容が異なる本件で侵害を否定した点は妥当と解される。

上の創作性がない部分にすぎず、具体的表現においても異なるとしたうえで、同心円が表示される前後の画面の相違部分をも踏まえ、本質的特徴を直接感得できないとの理由で侵害を否定した²⁸。

(2) 侵害肯定例

以上に対して、東京地判平成26年10月30日裁判所HP[シール四季のたより] (【図15】) は、被告著作物2のシールの製造販売につき、原告著作物2についての侵害を肯定した。判旨は、ひさご、金魚鉢といった、それ自体ありふれたものが題材であること、印鑑、シール等の絵柄等に用いられるために限られたスペースに単純化して描かれることから、表現方法がある程度限られるとし、「同種の素材を採り上げた他の著作物にはみられない原告著作物の表現上の本質的な特徴部分」の有形的再製を要するとした。そのうえで、原告著作物2については、太い線で黒地に白色の葉脈の葉と白地に黒色の葉脈の葉を織り交ぜて描いた点に表現上の特徴があるとし、この点の共通性と葉の並び順(白、黒、黒)、個々の葉の形状、大きさ及び葉脈の位置の同一性を考慮して侵害を肯定した。表現上の特徴とされた部分と葉の並び順のみの共通性では抽象的にすぎると考えられることからすると、それらに加え、葉の形状、大きさ及び葉脈の位置の同一性があったことで初めて類似性ありとの評価が可能となったと思われる。

また、東京地判平成22年7月8日裁判所HP[入門歯科東洋医学] は、書籍の表紙の図版 (【図16】) について侵害を肯定した。判旨は、①縦棒と横棒の形及び配置、縦棒と横棒でそれぞれ太さ及び色が揃っている点、②図

²⁸ 「本質的な特徴の直接感得性」基準に独自の意義を認めたものとして同判決を批判する見解として、田村善之[判批] 知的財産法政策学研究41号(2013年)79頁・42号(2013年)89頁。これに対し、ゲーム性や創作性に関わる部分はアイデアにすぎず、両表現の相違点を考慮せずとも侵害が否定されるべき事案であったとして、同判決の結論に賛成する見解として、金子敏哉[判批] 現代民事判例研究会編『民事判例VI 2012年後期』(2013年・日本評論社)164頁。なお、同判決は、原告作品配信後の類似ゲームに、同心円を採用したゲームが複数配信されていたことを認定している。先行表現と後行表現とが有する共通性を有する表現が他に多数存在する場合、選択の幅の観点から、当該共通部分は表現ではなくアイデアにすぎない、との評価が基礎付けられうるとの趣旨であろうか。

形（正方形又は丸）・棒の類型や個数、配置箇所や組合せの方法、③書名、編者名及び出版社名の配置箇所などが共通していることから、原告図版の表現上の本質的な特徴といえる図形等の選択ないし配置の同一性が維持されているとした。

さらに、東京高判平成7年1月31日判時1525号150頁〔会社案内パンフ二審〕²⁹は、文章と写真による会社案内パンフレット（【図17】）について、個々の写真が異なるにもかかわらず、侵害を肯定した（東京地判平成6年3月30日（LEX／DB 文献番号28011660）〔同一審〕は侵害否定）。判旨は、3、4頁のイメージ写真は優しさと簡素という共通する印象をもたらし、その共通性は写真の具体的差異によっても失われなかった。そして、「両会社案内は、記事内容の配列及び各種記事に対する配当頁数の同一という基礎的な共通性に立脚した上で、同一頁の同一箇所におけるイメージ写真の選択及び特徴的イメージ写真（3、4頁）の強度の類似性並びに同一頁及び同一箇所における余白ないし白地部分の活用といった両会社案内を特徴づける構成の類似性からみて、具体的な素材の選択及び配列に強度の共通性がある」として、編集著作物としての同一性を肯定した。会社案内の配列や、個別頁のレイアウトの印象は、それぞれ単独ではアイデアにとどまり、著作権侵害を基礎付けることができないと思われる³⁰ところ、23頁もの印象の共通性が連続したことで、アイデアと評価する必要がなくなったと解される³¹。

（3）小括

以上のように、デッドコピーではない場合には、共通部分がアイデアにすぎないとして、類似性が否定されることも多い（〔商業広告〕、〔ニューディナーパン〕、〔釣りゲータウン2二審〕）。侵害肯定例では、〔会社案内パンフ二審〕が表現の共通性ありと評価できる限界的な事例といえるのに対し、

²⁹ 蘆立順美〔判批〕法学61巻4号（1997年）843頁。

³⁰ 蘆立・前掲注29・846-847頁は、印象の共通性の範囲はかなり広く捉えることが可能であることから、共通性のレベルを抽象的に捉えるとアイデア保護の危険が高くなるとして、同判決の判断基準を一般論として採用することには問題があるとする。

³¹ 田村・前掲注28・42号117頁。

[シール四季のたより] や [入門歯科東洋医学] のような絵画的表現では、共通部分がより単純である場合にも侵害が肯定されている。パンフレットのように、情報伝達の点から選択の幅が制約される場合には、その範囲内にとどまっている限りで、アイデアとされる範囲が相対的に広く解されるのではないだろうか。

なお、編集著作物については、素材が異なることを理由に侵害を否定する裁判例 ([ニューディナーパン])³²が存在する一方で、そのような立場を取らないもの ([会社案内パンフ二審]) も見られる³³。前者の見解は、編集著作物としての保護の対象は、抽象的な編集方針というアイデア自体ではなく、具体的編集物であるということをその根拠とする³⁴。しかし、具体的編集物が保護の対象となることは、素材の相違によって直ちに侵害が否定されることを帰結しない³⁵。編集著作物といっても、その選択・配列に創作性が認められる点以外は他の著作物と異ならないのであるから、素材の相違という具体的表現の相違の一形態を理由に一律に侵害を否定す

³² このほか、[会社案内パンフ一審]、大阪地判平成7年3月28日知裁集27巻1号210頁[商品カタログ]。[商品カタログ]では、素材とされた商品写真が異なることを理由に直ちに侵害が否定された。そのような形式的判断の前提には、編集著作物たるカタログの表現において、素材とされた商品写真が占める重要度が高いという、同事件の事案の特性に対する考慮があると見る見解として、蘆立順美[判批] 斉藤＝半田編・前掲注25・72頁・73頁。

³³ 素材の抽象化を許す限りで、このような対立は存在しないと見ることも可能である(蘆立・前掲注32・73頁)。もっとも、田村・前掲注12・概説85頁の指摘する通り、あえて素材の共通性を探求するのではなく、端的に両著作物の共通性を見比べる方が、判断が容易であり、その正確性が担保されやすいといえよう。茶園成樹「新聞記事の要約」 斉藤博＝牧野利秋編『知的財産関係訴訟法』(1997年・青林書院) 174頁・184-185頁も同旨。

³⁴ [ニューディナーパン一審][同二審]、加戸・前掲14・133頁、作花・前掲注13・106頁。また、通説の見解に反対して具体的な編集物を離れて編集方法や編集体系自体を保護すべき場合があるとの議論を展開する横山久芳「編集著作物概念の現代的意義ー『創作性』の判断構造の検討を中心としてー」著作権研究30号(2003年) 142頁も、通説がこのような見解に立っていることを前提とする。

³⁵ 通常の絵画の著作物の場合、デッドコピーでない場合にも侵害が成立しうる([シール四季のたより]、[入門歯科東洋医学]) ことには疑いの余地がないが、そのことのみをもってアイデア保護であると批判する見解は見られない。

ることに合理性はない。素材の異同は、創作的表現の共通性の判断の重要な一要素と位置付けるべきであろう³⁶。素材の相違を理由に侵害が否定された裁判例も、[会社案内パンフ一審]を除けば、そのような一般論を取らずとも侵害否定の結論が出せる程度の共通性しか有していない事案におけるものと評価できるように思われる。

(4) 本件事案の位置付け

本件は、デッドコピーである以上、著作物性が肯定される場合は、共通部分がアイデアにすぎないという問題は生じない。また、フリーアイコンである男の子のイラストについて、それを選択、配置したこと自体はアイデアにすぎないとの議論も、その結果としての表現が共通している以上、困難であろう³⁷。

そこで、共通部分の創作性の有無が問題となる。個々の要素の創作性が否定されたことを前提とすると、議論すべきは各要素の選択・配列ないし配置の創作性であろう。本件チラシは、[会社案内パンフ二審]に比べると構成要素の数が少なく、同判決を前提としても創作性が否定される余地がある。さらに、同じく言語が用いられている[入門歯科東洋医学]との関係では、同事件の図版が、題名、編者名、出版社名以外の部分については、本の大きさ以外に表現の制約がほとんど存在しないものであるのに対し、本件チラシは、言語や図表による情報伝達を可能とするために配置の選択の幅に制約があるといえ、その点で区別される。

3.2.4. 小括

以上の通り、本件の事案のように、創作性を有しない（又は原告がその

³⁶ 田村・前掲注12・概説23-24頁。結果として、編集方法や編集体系自体の保護を主張する横山・前掲注34と具体的帰結においては共通する部分が多い。もっとも、事実に編集物については相違が生じる(田村・同89-90頁注1参照)。

³⁷ もちろん、特定の位置にイラストを用いること自体はアイデアに属すると評価しうる(東京地判平成24年9月28日裁判所HP[司法書士試験対策講義(民法)](著作物性否定)、東京地判平成27年1月30日裁判所HP[司法書士試験対策講義(不動産登記法)](著作物性否定))が、特定の位置にまさにそのイラストを用いた点の評価とは区別されるべきであると思われる。

著作者でない) 視覚的表現を数個組み合わせでできた表現のうち、言語による情報伝達の点からの制約を受けるものが問題となった先例では、いずれも侵害が否定されている。もっとも、侵害が否定された事案についても、本件チラシと同程度に複雑な表現のデッドコピーが問題となった事案は見当たらなかった。

3.2.5. 検討

本判決は、「何かを強調し、分かりやすく伝えるために、説明文とキャッチフレーズと表形式のものを組み合わせることそれ自体は、特徴的な手法とは認められず、組み合わせの具体的方法に特徴があるわけでもない」としたうえで、「上記①ないし③の各表現に創作性が認められないことを踏まえると、これらの組合せ自体にも創作性は認められない」とした。さらに、視力検査をしている男の子のイラストと組み合わせた点についても、「広告宣伝において適宜関連するイラストを配することもありふれた表現方法にすぎないから、このイラストと組み合わせることによって、創作性が基礎付けられるとはいえない」とした。

まず、本件チラシにおける各要素の具体的配置を見ると、上から順に表、キャッチフレーズ、説明文を並べ、空いているスペースにイラストを配するという、ありふれたものであるといえる。また、男の子のイラストの選択、配置についても、そのイラストがチラシの内容に関連するものであることからすると、ありふれた表現であるとの評価が可能であろう³⁸。

そうすると、各要素が創作性を有しない(又は原告がその著作者でない)ことを前提とした場合、本判決が、各要素の組合せについても創作性を否定した点は、先例と抵触するものではない。そこで、以下では、そもそも本判決が各要素の創作性を否定した点について、先例との関係を検討する。

³⁸ もっとも、より正確には、単に「関連するイラスト」ではなく、まさに本件で問題となった男の子のイラストを配することが、ありふれた表現方法である、と判示すべきであったと思われる。

3.3. 文字・記号、言語及び図表についての侵害の成否

3.3.1. 文字・記号

文字・記号については、判例上、著作物性が肯定される場合が限定的に解されている³⁹。文字は言語の著作物を伝達する一手段であることから正当化されよう⁴⁰。また、文字を用いたロゴマークについても、文字の情報伝達機能への考慮から著作物性が否定される場合がある（東京高判平成8年1月25日判時1568号119頁〔Asahi ロゴマーク二審〕⁴¹、東京地判平成16年12月15日判時1928号126頁〔「撃／GEKI」饅頭一審〕）。

これに対して、同じく情報伝達機能を担うピクトグラムの場合、指し示す対象の形状を使用して、その概念を理解させるという実用的目的から創作性の幅が限定されるものの、文字に比して選択の幅が広く、相対的に著作物性が肯定されやすい（大阪城等のピクトグラムにつき著作物性を肯定した大阪地判平成27年9月24日裁判所HP〔ピクトグラム〕参照）。

本件チラシで用いられている文字・記号は、特に顕著な特徴を有するものではなく、著作物性は当然否定されよう。そのため、本件チラシの各要素の著作物性を検討するうえでは、(①宣伝文句及び③説明文言に関して)言語表現の著作物性及び(②表について)図表の著作物性を検討することが重要と考えられる。以下、順に裁判例を概観する。

3.3.2. 言語

言語表現については、表現の長さが選択の幅の点から重要となる⁴²。

³⁹ 印刷用書体が著作物に該当するためには、「従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性」と「それ自身が美術鑑賞の対象となり得る美的特性」を備えていなければならないとされる（最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁〔ゴナ上告審〕・高部真規子〔判解〕最判解民事篇平成12年度（2003年）831頁）。

⁴⁰ 著作権法以外による保護の可能性も含めて、田村・前掲注12・概説37-40頁。

⁴¹ 長塚真琴〔判批〕小泉直樹ほか編『著作権判例百選（第5版）』（2016年・有斐閣）42頁。

⁴² 言語表現の創作性について、表現の自由度あるいは選択の幅という基準から裁判例を整理するものとして、渡部俊英〔裁判傍聴記事事件判批〕知的財産法政策学研究28号（2010年）225頁がある。

(1) 短いキャッチフレーズ等

短いキャッチフレーズ等の言語表現は、創作性がないとされるものが多い⁴³。否定例として、ネットのニュース記事の見出しとしての「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」及び「A・Bさん、赤倉温泉でアツアツの足湯体験」(知財高判平成17年10月6日裁判所HP[YOL二審]⁴⁴、東京地判平成16年3月24日判タ1175号281頁[同一審])や、英会話教材のキャッチフレーズとしての「ある日突然、英語が口から飛び出した」(知財高判平成27年11月10日裁判所HP[スピードラーニング二審])、「音楽を聞くように英語を聞き流すだけ／英語がどんどん好きになる」(東京地判平成27年3月20日裁判所HP[同一審])などがある。いずれも表現としてありふれており、創作性が否定されることに問題はないだろう。

創作性が肯定されても、保護範囲が狭く解され、侵害が否定される場合がある。東京地判平成13年5月30日判タ1060号249頁[交通標語一審]は、交通標語としての「ボク安心ママの膝よりチャイルドシート」について著作物性を肯定しつつ、「ママの胸よりチャイルドシート」との関係で侵害を否定した⁴⁵。東京高判平成11年9月30日判タ1018号259頁[古文語呂合わせ二審]も、古文単語の語呂合わせとしての「志賀直哉もガーナチョコレートを食いたい」、及び「頭うちつけ突然の死。軽率なバイク事故」に著作物性を認めつつ、「もー、ガーナチョコがあればなあ」、「打ち付けた顔面突然死」との関係で侵害を否定した⁴⁶。

まとめると、一、二文程度の短い表現では基本的に侵害が肯定されないとしてよいだろう。加えて、侵害否定例における著作物性肯定の判断にも意義を見出すとすると、創作性の検討のうえで、「ニュースの見出し」「古文単語の語呂合わせ」といった文脈が実際には考慮されているように思わ

⁴³ 中山・前掲注12・85-86頁。作花・前掲注13・85頁。

⁴⁴ 前田哲男[判批]中山信弘ほか編『著作権判例百選(第4版)』(2009年・有斐閣)10頁。

⁴⁵ 東京高判平成13年10月30日判タ1092号281頁[同一審]も、全体としての表現において創作性を認めているともとれる判示をしている。

⁴⁶ 東京地判平成11年1月29日判時1680号119頁[古文語呂合わせ一審]は三つの語呂合わせについて侵害を肯定したが、控訴審では、そのいずれについても、請求が取り下げられるか、依拠が否定された。

れる点が指摘されよう⁴⁷。

(2) 3～4 文程度の文章

文章が長くなると、より個性が発揮されやすいため、あるいは、選択の幅が広がることによって、基本的には創作性が肯定されやすい。目安として 3～4 文程度があると創作性が肯定されやすくなるが、表現としてありふれた言い回しを使っている場合や、事実を単にそのまま説明又は紹介したもの⁴⁸の場合はやはり創作性が否定される。東京地判平成14年4月15日判時1792号129頁〔ホテル・ジャンキーズー審〕は、インターネットの掲示板に投稿された記載（【図18】）の創作性を否定した^{49, 50}。東京地判平成7年

⁴⁷ [YOL 一審] は、見出し毎に対応するニュース記事の内容を見ることで、見出しの表現の対象となっている事実を特定したうえで創作性を判断している。仮に、「頭うちつけ突然の死。軽率なバイク事故」が実際の出来事を報道する記事の見出しであるとしたら、創作性は認められないこととなると考えられる。その場合に侵害を肯定すると表現の選択肢が狭められすぎるとの指摘として、田村善之「現代美術と著作権法」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅲ 2011年前期』（2011年・日本評論社）104頁・105頁。中山・前掲注12・47頁は、著作権法2条1項1号の思想・感情にあたらぬ事実それ自体とは、創作者により事実として提示されていると客観的に判断されるものと考えべきとしているが、これも文脈を考慮する視点の一つと評価できる。

⁴⁸ 事実であることそれ自体は重要ではなく、「そのまま説明又は紹介した」と評価できるような具体的表現であることによって創作性が否定されると理解すべきである。フィクション作品とノンフィクション作品とで保護範囲の判断に違いはないとするものとして、比良友佳理〔弁護士のかず事件判批〕知的財産法政策学研究37号（2012年）303頁。

⁴⁹ もっとも、問題となった記述はここで挙げたもの以外にも複数存在し、その一部について著作物性が肯定されたため、損害賠償請求のみならず出版差止請求も認容された点に注意。

⁵⁰ これに対し、東京高判平成14年10月29日裁判所HP〔同二審〕は、原告の主張を、各記述全体（例えば、原告記述5-（4）全体）の著作物性を主張しているものと解し、各記述について、一個の記述全体としての著作物性を肯定した。これによって、二審では損害賠償額が若干多く修正された（帖佐隆〔判批〕小泉ほか編・前掲注41・126頁・127頁）。

12月18日判時1567号126頁 [ラストメッセージ in 最終号]⁵¹ (【図19】)は、雑誌の休廃刊に際して最終号に掲載された読者への挨拶文のデッドコピーが問題となった事案において、①②③の各表現の創作性を否定した一方で、④⑤の各表現の創作性を肯定し、侵害を肯定した。

(3) より長い文章

さらに長い文章の場合も、ありふれた表現や、事実を単にそのまま説明又は紹介したものの場合はやはり創作性が否定される。東京地判平成21年3月30日裁判所HP [催告書一審] は、著作者性を否定したうえでの仮定的判断であるが、【図20】の催告書について著作物性を否定した(知財高判平成21年9月16日裁判所HP [同二審] も同旨)。また、知財高判平成20年7月17日判時2011号137頁 [裁判傍聴記二審]⁵²は、相当の分量の裁判傍聴記(【図21】)について創作性を否定した(東京地判平成19年11月26日(Westlaw Japan 文献番号2007WLJPCA11268010) [同一審] も同旨)。同事件では、裁判傍聴記と対比されたのが、実際の証言内容ではなく、原告自ら作成したノートであったことが、創作性を否定する方向に影響を与えた可能性があるとの指摘がある⁵³。

一方、具体的表現にある程度の個性が見受けられる場合は、創作性が肯定されうる。東京地判昭和53年6月21日無体集10巻1号287頁 [日照権] は、【図22】の表現を含む複数の表現につき侵害を肯定した。東京地判平成15年10月22日判時1850号123頁 [転職情報] は、ウェブサイトに掲載した転職情報(【図23】)につき侵害を肯定した。個々の文章を見ると創作性が認められないようにも思えるが、それらが複数個集まったことで、創作性を帯びた事例と評価できる。

さらに、知財高判平成27年10月6日裁判所HP [著作権法論文二審] は、

⁵¹ 田村善之 [判批] ジュリスト1113号(平成7年度重要判例解説・1997年)256頁。同・前掲注12・概説15-17頁も参照。

⁵² なお、この事件は発信者情報開示等請求事件である。

⁵³ 上野達弘 [判批] 小泉直樹ほか編『著作権判例百選(第6版)』(2019年・有斐閣)8頁・9頁は、実際の証言内容との対比をすべきであったとするが、渡部・前掲注42・249頁注16は、原告がノートと傍聴記を比較して創作性を主張していることから、弁論主義に則った判断を行ったまでであるとの見方もできるとする。

論文中の表現（【図24】）等につき、著作物性を肯定し、当該事案のもとで氏名表示権侵害を肯定した⁵⁴（東京地判平成27年3月27日裁判所HP〔同一審〕も同旨）。原告論文の表現1は、9頁にわたる審議会資料⁵⁵を、『再送信同意の基本原則』、『具体的な技術要件』、『再送信同意の手続き』の3部に分けて簡潔に要約したものであり、各部において当該文献の該当項の冒頭部分を中心に抜き出してはいるものの、必ずしも冒頭部分をそのまま抜き出したものでないことが認められるから、そこには選択の範囲、記述の順序、文章の運び及び具体的な文章表現等の点において原告なりの工夫がされている」とされた。同資料のまとめとしては、誰が行っても原告論文のような表現になるとまではいえないかもしれない⁵⁶が、具体的表現は平易なものであり、創作性が肯定される限界事例に属しよう。

（4）小括

以上の通り、文章が長いほど、創作性が肯定されやすくなるものの、ありふれた表現や定型的表現、事実をそのまま伝える表現の場合には創作性が否定される。事実や手順、他の資料に記載された内容を伝える表現であっても、一定の選択の幅があり、かつ、その中で工夫がされている場合、創作性ありと認められる。

（5）検討

本判決は、①宣伝文句について、その表現の対象を「旧大阪駅前店にお

⁵⁴ 著作権侵害を理由とする請求については、被告学会へ著作権譲渡契約がなされていたところ、原告による同契約の解除の意思表示の効力が認められなかったため、いずれも棄却された。

⁵⁵ 情報通信審議会「参考資料 2-5 補完措置に係る同意条件に関する基本的な考え方（素案）」（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/catv_system/pdf/061127_1_sa5.pdf、2020年4月1日最終アクセス）。

⁵⁶ 審議会資料（前掲注55）と原告論文の表現1を比較対照すると、原告論文の「まず」以下の3文は、それぞれ、（第1文）同資料2頁「Ⅰ．再送信同意の基本原則」とそれに続く1文、（第2文）同資料4-6頁「Ⅱ．技術要件」の4項目のうち「3．再送信技術方式の基本要件」内の5項目中3項目の冒頭、（第3文）同資料9頁「Ⅲ．再送信同意の手続き」の3項目から、それぞれ抜き書きしたものを、接続詞や括弧等を用いて文章の形に整えたものであることがわかる。

いて採用された眼科での受診(検査)なしでコンタクトレンズを購入することができるという特徴」と捉える。そして、不要になる事項を文字(単語)で抽出し、その文字(単語)の上に「×」を付すことは「ありふれた表現方法」であるとし、「検査なし スグ買える!」という表現にも「個性が現れているということとはできない」とする。さらに、強調したい部分に着色等したり、「!」を付したりするなどして強調することも「ありふれた表現方法」とする。

上記①が表す言葉は、表現それ自体としてありふれているといつてよいと思われ、また、旧大阪駅前店の特徴を事実として表現するという文脈を踏まえるとそのような評価がより強く基礎付けられる。したがって、この宣伝文句は創作性がない文言といつてよいだろう。そして、そのような創作性のない宣伝文句を、それ自体著作物性が肯定されない印刷用書体による文字・記号を用いて表現している以上、視覚的な表現としても創作性は認められない。①宣伝文句の創作性を否定した上記判示は、従来の裁判例の傾向に従ったものといえよう。

また、本判決は、③説明文言⁵⁷について、旧大阪駅前店のビジネスモデルの客観的な背景や方針をそのまま文章で記載したものにならず、「文章表現自体に特段の工夫があるとはいえない」上、その「記載方法も相当の文字数を使用して、しかも小さな文字で記載したもの」にすぎないから、「その表現方法に何らかの工夫がみられるわけでもない」とする。

「文章表現自体」については、短い2文で事実をそのまま表現したものであり、[ホテル・ジャンキーズー審]や[ラストメッセージ in 最終号]に照らして、創作性否定は裁判例の傾向に合致するといえる。また、「記載方法」についても、文字数・文字の大きさともに工夫が見られず、視覚的な表現として創作性があるとは思われない。③説明文言の創作性を否定した上記判示も、従来の裁判例の傾向に従ったものといえよう。

3.3.3. 図表

図、表の順に裁判例を概観したうえで、まとめて検討する。

⁵⁷ 前掲注6参照。

(1) 図

図については、図示の目的に照らした制約が存在することが多く、制約に従うとそのような表現にならざるをえないような部分については、創作性が否定されやすい⁵⁸。東京地判平成17年11月17日判時1949号95頁〔ドレ

⁵⁸ 地図や設計図がその典型であろう（田村・前掲注12・概説92-95頁）。

地図の著作物性が問題となった裁判例として、大阪地判昭和26年10月18日下民集2巻10号1208頁〔学習用日本地図〕（侵害肯定）、東京地判昭和44年5月31日判時580号92頁〔地球儀用世界地図一審〕・東京高判昭和46年2月2日判時643号93頁〔同二審〕（侵害肯定）、富山地判昭和53年9月22日無体集10巻2号454頁〔富山住宅地図〕（著作物性肯定・侵害否定）、東京地判平成13年1月23日判時1756号139頁〔ふいーるどわーく多摩〕（一部著作物性否定・一部侵害肯定）、東京地判平成17年5月12日判タ1210号258頁〔空港案内図一審〕・東京高判平成18年5月31日裁判所HP〔同二審〕（著作物性肯定・侵害否定）などがある。このうち、〔富山住宅地図〕は、住宅地図について、特定市町村の街路及び家屋を主たる掲載対象とする性格上、掲載対象物の取捨選択は自ずから定まっており、また、実用性、機能性が重視されることによって用いられる略図的技法が限定されてくるから、地図一般に比して著作物性がさらに制限されるとする。また、〔空港案内図一審〕は、空港案内図について、実在の建築物を主な描写対象としているというだけでなく、空港利用者の実用に供するという性質上、選択される情報の範囲が自ずと定まり、表現方法についても機能性を重視して客観的事実に忠実に作成されるのが一般的であるから、情報の取捨選択や表現方法の選択の幅が狭く、創作的表現を付加する余地は少ないとする。

設計図の図面の著作物性が問題となった裁判例として、東京地判昭和52年1月28日無体集9巻1号29頁〔きたむら建築設計〕（侵害肯定）、大阪地判昭和54年2月23日判タ387号145頁〔冷蔵倉庫設計図〕（著作物性肯定・侵害否定）、東京地判昭和54年6月20日無体集11巻1号322頁〔小林ビル設計図〕（侵害肯定）、大阪地判平成4年4月30日知裁集24巻1号292頁〔丸棒矯正機設計図〕（侵害肯定。宮下佳之〔判批〕小泉ほか編・前掲注41・16頁も参照）、東京地判平成9年4月25日判時1605号136頁〔スモークキングスタンド設計図〕（著作物性否定）、名古屋地判平成12年3月8日裁判所HP〔ショッピングセンター設計図〕（一部著作物性否定・一部侵害肯定）、東京高判平成13年8月9日裁判所HP〔中学校設計図〕（著作物性肯定・侵害否定）、東京地判平成26年11月7日（LEX／DB 文献番号25447113）〔マンション設計図一審〕（著作物性否定）、知財高判平成27年5月25日裁判所HP〔同二審〕（侵害否定）など。〔冷蔵倉庫設計図〕は、建築設計図は極めて技術的機能的な性格の著作物であるため、その表現方法の選択の余地があまり多いとは考えられず、同種の建物に同種の工法技術を採

ン滞留ポイント図表⁵⁹は、空調機に水滴が滞留する条件を求めるためのチャート5(【図25】)について、所定の数値に対応する点や線を記入すれば、チャート上では必ず同じ表現に至ることを理由に、著作物性を否定した(著作権確認請求も棄却)。

また、大阪地判平成25年4月18日裁判所HP[星座板]は、[1]星の数や位置、[2]星座線の位置や形状、[3]天の川の形状が一致している星座板(【図26】)について、実際の星の位置関係を反映させる必要、星座板自体の大きさの制約、学習用教材としての性質などによって表現の幅が限られることからすると、平凡かつありふれたものであるとして、当該事案における侵害を否定した。

これに対して、東京高判平成7年5月16日知裁集27巻2号285頁[出る順宅建二審]⁶⁰は、国家試験受験者用の参考書における、建基法施行令2条1項2号本文の説明のための略図である原告表5(【図27】)について著作物性を肯定し、侵害も肯定した(東京地判平成6年7月25日知裁集26巻2号756頁[同一審]も同旨)。規定と関係のない部分に工夫の余地があり、現に窓や柵等の表現などで共通していた点が侵害肯定の結論を導いた。

(2) 表

表については、表形式に整理する際に列挙する事項の選択・配列の創作性が問題となる⁶¹。ここでも、選択の幅の観点から、表現の目的に照らし

用しようとするれば結果として自ずから類似の表現を取らざるをえないとする。[マンション設計図一審]も同旨。[スモーキングスタンド設計図]も、工業製品の設計図について同旨を述べる。

⁵⁹ 戸波美代[判批]判評583号(判時1971号)(2007年)29頁。同32頁は、「学術的な性質を有する図形の著作物」(著作権法10条1項6号参照)をはじめとする学術的表現物一般についての表現上の制約として、(a)表現対象の限定、(b)共通して用いられる記号や約束事による表現方法の限定、(c)創作目的への適合性に伴う表現方法の限定、(d)学術的必然性に伴う表現方法の限定などがあるとしたうえで、同事件のチャートはこれらの限定から表現上の制約が極めて高い表現物であるとする。

⁶⁰ 辰巳直彦[判批] 斉藤=半田編・前掲注25・144頁。

⁶¹ 表の著作物性が問題となった裁判例として、本文に掲げたもののほか、東京地判昭和61年3月3日無体集18巻1号47頁[当落予想表一審](著作物性肯定・侵害否定)、

東京高判昭和62年2月19日無体集19巻1号30頁[同二審](侵害肯定)、東京地判平成4年10月30日判時1460号132頁[観光タクシータリフ](侵害肯定)、東京地判平成17年5月17日判時1950号147頁[通勤大学法律コース一審](一部著作物性否定・一部侵害肯定)、知財高判平成18年3月15日裁判所HP[同二審](全部につき著作物性否定。ただし、不法行為を肯定。山根崇邦[判批]知的財産法政策学研究18号(2007年)221頁も参照(ただし、最判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁[北朝鮮映画著作権上告審]以前のもの))、東京地判平成22年1月27日裁判所HP[月刊ネット販売掲載図表](著作物性否定)、東京地判平成22年2月25日裁判所HP[通販新聞掲載図表](著作物性否定)、東京地判平成22年12月21日裁判所HP[住宅ローン金利情報図表一審]・知財高判平成23年4月19日裁判所HP[同二審](著作物性否定)、東京地判平成25年7月18日裁判所HP[自動車用プラスチック部品書籍掲載図表一審]・知財高判平成26年2月19日裁判所HP[同二審](著作物性否定)、東京地判平成27年7月16日裁判所HP[建築士資格取得講座テキスト](著作物性否定)、東京地判平成29年2月28日裁判所HP[交通事故110番一審]・知財高判平成29年10月5日裁判所HP[同二審](著作物性否定)などがある。

このうち、[当落予想表二審]は、政治評論家が総選挙の立候補予定者名に○△▲の符号を付して作成した当落予想表の著作物性を肯定し、侵害も肯定したものである。もっとも、当該事案における原告の関与は符号を付した点にのみ認められ、これに著作物性を肯定するとアイデア保護のおそれがあること、著作物性を肯定せずとも原被告間の契約解釈によって解決することが可能であった事案であることが指摘されている(田村・前掲注12・概説20-21頁)。前掲[江差追分上告審]のように、アイデアと表現の区別が判例においても意識されている現在においては、先例的価値が認められないといつてよいだろう。

また、[観光タクシータリフ]は、観光案内用の書籍に含まれる観光モデルコースの表や案内図(【図30】)について侵害を肯定したものであるが、表現方法についての具体的な工夫が認められた点、同一又は類似する頁が多数存在した点で本判決の事案と区別される。すなわち、判旨によると、原告コース表と被告コース表は、「(1) 經由する観光地名の表示に要する字数の多少にかかわらず終着地が同欄の右端に記載されていること、(2) 類似するモデルコースについては、省略された観光地が一目でわかるように省略された観光地に相当する箇所が『…』で表示され、観光地名の配置場所が考慮されていること、(3) 既に記載したモデルコースに観光地を追加したり、終着地を変更・延長した場合には、例えば『延長した場合の…追加料金は』等として、『追加料金は』等の語をコース内容記載欄の右端になるように配置していることなど」の特徴において共通し、記載内容にあたるコースの出発地、經由観光地及び終着地、各コースの記載順序はほぼ同一であり、同一又は類似する頁の

た制約が問題となる。

東京高判平成17年3月29日裁判所HP〔ケイコとマナブ二審〕⁶²は、情報誌の通学アイコン一覧表（【図29】）等の編集著作物性を否定した（東京地判平成16年3月30日裁判所HP〔同一審〕も同旨）⁶³。同判決は、各種情報誌において、アイコンの利用やアイコン一覧表の掲載は広く用いられているとしたうえで、当該情報誌において、〔1〕「スクール便利ポイント」〔2〕「特長アイコン」〔3〕「〇得情報アイコン」（【図29】の説明参照）は、読者が当然に関心を持つ点であり、それらの内容もそれらの点に係る必要な情報であるとして、各情報に係るアイコン71種類の選択の創作性を否定し、〔1〕〔2〕〔3〕の三つに分類した点もその分類、配列に創作性があるということとはできないとした。「アイコン」自体がスペースの制約や読み取りの容易さが求められるものであることに加え、広告主のスクール・講座情報を掲載するという当該情報誌の性質が選択の幅を狭める方向にはたらいっているといえよう。

また、前掲〔出る順宅建二審〕は、法令の規定事項をまとめた表（【図28】）のうち、原告表7について著作物性を否定した一方で、原告表6及び

対応関係が合計128頁に及ぶ（なお、原告書籍は全292頁、被告書籍は原告主張によると全196頁である）（岡邦俊『続・著作権の法廷』（1994年・ぎょうせい）57頁、田村・前掲注12・概説26-27頁も参照）。これに対し、本件チラシに含まれる表についてのXの主張は、比較対象及び比較項目が「消費者が何に注目してコンタクトレンズを購入しているのかという、行動心理を読み取って抽出したもの」であることと、消費者に視覚的にアピールしやすいように表形式にしていることのみである。これらを視覚的表現としての具体的な工夫と評価することは困難であろう。

⁶² 横山久芳[同事件一審判批]コピーライト523号(2004年)32頁。もっとも、通学アイコン一覧表ではなく、「ツメ見出し／カプセルによる分類体系」のみに関する判旨を対象とする。

⁶³ もっとも、同事件では、原告の主張における被告の通学アイコン一覧表との対比はアイコンの分類やアイコン名のレベルでなされている（視覚的表現としての類似性が具体的に主張されたものではない）うえ、そのレベルにおいても完全に同一ではない（例えば、「シャワー完備」と「シャワー有」など）。第一審判決も、「アイコンの個数、種類及び名称並びにその配列の順序は完全に一致するものではなく、異なる部分も存在するものであるから、両者を類似すると直ちに認めることはできないのであり、この点からも原告の主張は失当である」としている。

8について著作物性を肯定し、被告表6及び8との関係で侵害を肯定した（〔同一審〕は上記のいずれについても侵害肯定）。判旨によると、原告表7は、国土利用計画法に規定された手続等を条文に従い、手続の流れに沿って整理し、各規定の内容を要約して記載したものをブロック化して配列したものにすぎないため、創作性はない。それに対し、原告表6は、建築基準法「第4章 建築協定」の69条ないし77条の全13条の規定のうちから、「宅建試験の受験対策のために必要な事項を選択し、かつ、条文に明示されていない項目をも含めた項目に分類、整理して、各項目の内容につき簡潔な文言で記載し、一覧表にまとめたものであって、全体として創作性が認められる」。また、原告表8は、国土利用計画法23条ないし27条、15条に規定されている土地に関する権利の移転等の届出手続及びその後の措置について、必ずしも条文の枠にとらわれずに、また、条文に明示的に記載されていないものも含めて場合分けして整理し、さらに、解釈に基づく契約の効力についても含めて要約記載し、ブロック化して配列したものであり、創作性が肯定される、とされた。条文から当然導かれる事項以外の事項の記載があるか、また、配列に何らかの工夫があるかが結論を分けたと思われる。

(3) 小括

以上をまとめると、図表の表現については、表現の目的からくる制約や物理的制約によってそのような表現にならざるをえない場合（〔ドレン滞留ポイント図表〕、〔星座板〕）や、表現の目的から必要とされる事項を普通の言葉や単純な絵の組合せで表現したにすぎない場合（〔ケイコとマナブ〕、〔出る順宅建二審〕原告表7）には、創作性が否定される。それに対して、目的から必ずしも要求されない事項を加えた場合（〔出る順宅建二審〕原告表5）や、事項の選択や配列の面で、単なる整理・要約を超えた他と異なる工夫が見られる場合（〔出る順宅建二審〕原告表6及び8）には、創作性が肯定されているといえる。

(4) 検討

本判決は、②表は、マトリックスの表形式にすることによって、「旧大阪駅前店と他の店舗や他の販売方法との違いを分かりやすく表現したもの」

であるとし、「表現方法としては文章で伝えるなどの別の方法が存する」とのXの主張を容れつつも、本件チラシは販売宣伝のために作成されたものであるから、その性質上、表現が記載されるスペースは限られ、また見た者が一目で認識、理解しうるような表現をすべきことも求められるから、表現方法の選択の幅はそれほど広いとは認められないとする。そして、文字で表現できる事項を表形式にまとめることは「通常行われる手法」であり、表形式での比較にあたり、縦の欄に自店舗と他の店舗や他の販売方法を並べ、横の欄に複数の事項を列記し、マトリックス形式でまとめるという方法も、「ありふれた手法にすぎない」とする。さらに、ここで比較対象としている事項の選択も、旧大阪駅前店のビジネスモデルから「自ずと導き出されるものばかり」であるとする。

ここでは、まず、裁判所は、別の表現方法が存するとのXの主張を容れつつ、これに対する応答として、本件チラシが販売宣伝のために作成されたこと（目的の考慮）から、記載できるスペースの限界（物理的制約）と一目でわかる表現の必要性（機能的制約）という二つの制約を導き、選択の幅がそれほど広くないと述べる。表現目的を考慮して選択の幅を限定する態度は上記各裁判例でも見られたものである。

次に、裁判所は、表形式であること、他店舗・他販売方法とのマトリックス形式の比較であることにつき「ありふれた手法」とする。（デッドコピーであるため）アイデアと表現の区別は問題にならないにしても、このような形式だけで創作性が肯定されるとは思われない。前記諸制約を考慮するまでもなく、この判断は妥当であろう⁶⁴。

さらに、裁判所は、比較事項の選択もビジネスモデルから導き出されたものである以上、かかる事項選択の保護はビジネスモデルそのものの保護になってしまうから、創作性ありとはいえないとする。比較事項とされた、商品代金、待ち時間、受診代、送料、受取までの期間のうち、商品代金以外の四つは、旧大阪駅前店のビジネスモデルから、他店舗・他販売方法に対する優位性として導き出されるものである。そして、商品代金は、チラ

⁶⁴ この部分の認定に際しては、複数の具体的な証拠が甲乙号証ともに挙げられているが、その中には、反訴状と題する書面など、販売宣伝目的と関わりがないものも含まれている。

シにおける比較事項に含めることがむしろ当然であろう⁶⁵。ここでの創作性否定の判断は、読者が当然関心を持つ事項の選択について創作性を否定した〔ケイコとマナブ二審〕と整合する。また、目的から必ずしも要求されない事項があるわけでも、事項の選択や配列の面で単なる整理を超えた工夫が見られるわけでもない点で、〔出る順宅建二審〕の侵害肯定の判断とも矛盾しない。この部分の判旨も、先例に照らして妥当である。

もっとも、選択・配列に創作性が認められないとしても、視覚的表現としての表については創作性を肯定する考え方がありえよう⁶⁶。例えば、赤と青の色使いや、左上の吹き出し（「例えば…」）の配置については、誰がどのように作っても本件チラシのようになるとまでは必ずしもいえないと思われる。このような表のデッドコピーの事案で、創作性について判断した先例は見受けられない⁶⁷。本判決は、Xがこの点を主張していないためか、この部分の検討を明示的にはしていない。選択の幅に関する判旨を敷衍すると、色使いや吹き出しといった工夫も、自店舗の特徴を「一目で認識、理解し得る」ようにするためのものとしては、やはり通常行われる手法であり、本件チラシの具体的表現もその域を出ないということになる。結論の妥当性の観点からも、選択・配列の創作性が否定される場合に、特定の項目を目立たせるために通常行われるような工夫を理由に、当該表現を迂回させ、もって創作のインセンティブを与える必要はないと思われる⁶⁸。

よって、②表の創作性を否定した上記判示も、デッドコピーの事案における判断という特徴があるとはいえ、従来の裁判例の傾向に反するもので

⁶⁵ なお、表の商品代金の欄に記載されている金額はすべて同一である。

⁶⁶ 既に述べた通り（前掲注63参照）、〔ケイコとマナブ〕では、視覚的表現としての類似性は具体的に主張されていない。

⁶⁷ 図表の著作物性が問題となったデッドコピーの事案があまり多くないことに由来すると思われる。本稿で扱った裁判例では、〔出る順宅建〕及び〔星座板〕がデッドコピー事案とされている。しかし、〔出る順宅建〕の表には、本件チラシのように色使い等の工夫はなく、創作性が問題となるのはもっぱら事項の選択・配列に關してである。また、〔星座板〕の表現は、実際の星の位置関係を反映させる必要という、図に特有の制約を受けるものであるから、そのような制約がない本件とは区別される。

⁶⁸ この程度の工夫をもって創作性を肯定することは、文字を用いたロゴマークの創作性判断とも均衡を失することになると思われる。

はない。

3.3.4. 小括

以上の通り、本判決が、①宣伝文句、②表、③説明文言の各部分について創作性を否定した点は、従前の裁判例の傾向に従ったものであるか(①③)、少なくとも反するものではない(②)。もっとも、表については、色使いや吹き出しを用いた表のデッドコピーの事案でその創作性を否定した点に特徴があるといえる。

3.4. 本判決の射程

本件は、言語を用いた視覚的表現で創作性のないものと、原告が著作権を有しないイラストとを数個組み合わせで作られた、販売宣伝目的のチラシの著作物性が問題となった事案である。

販売宣伝のためのチラシという表現であることから、使えるスペースの限界と一目でわかる表現の必要性という制約があり、また、個々の表現としても、説明文・キャッチフレーズ・表が用いられている点で、絵画的表現に比して強度な情報伝達機能による制約を受けているといえる。本判決が、デッドコピーであるにもかかわらず侵害を否定したのは、これらの条件が揃っていたからこそであるといえよう。これらの制約のうち、スペースの限界は、同様の紙面を用いた表現一般に認められる。一目でわかる表現の必要性は、言語による情報伝達を目的とするチラシやポスター(販売宣伝目的に限られないと解される)であれば、認められる場合は多いと思われる。

そうだとすると、本判決の射程は、言語による情報伝達を目的とする、比較的構成要素の少ないチラシやポスターの著作物性が問題となる事案に及ぶと解される。これに対して、絵画の著作物を模写したり、そこに一部を書き加えたり、あるいは別の絵を描いて並べたりした表現の著作物性が問題となる事案には射程は及ばない。また、構成要素の数が本件より多く、その大部分が共通しているような事案でも、異なる判断がされえよう。当然ながら、個々の構成要素のいずれかに創作性が認められるような事案についても、本判決の射程は及ばない。

以上のような理解が可能である一方で、本判決に特殊な留意すべき事情

も存する。そもそも本件は、運営委託契約終了後も営業を続けていた店舗をYに明け渡すこととなったXが、さらに提起された別件訴訟（大阪地裁平成28年(ワ)第10854号営業行為差止等請求事件）において反訴として提起したものであり、著作権侵害については、「移転オープン」後の店舗の宣伝に際して、過去に作成されたチラシのデザインを流用していたXが、「リニューアルオープン」後の店舗の宣伝に際して同じものを流用していたYに対して主張したものである。また、本稿では検討を割愛したが、労働者の引抜きを理由とする損害賠償請求に関する判旨では、一斉にXを退職した従業員は、Yへの明渡しが問題となっていた旧大阪駅前店ほか1店舗の従業員であり、店舗閉鎖に至る経緯やX側の説明内容に不信感を感じ、又はYが従前の店舗と同じ場所で開店する店舗での勤務を希望して、Xを退職し、Yの店舗で勤務するようになったことも十分考えられると認定され、請求が棄却されている⁶⁹。以上からすると、本件の紛争の実質は、XとYのどちらが従前の店舗（旧大阪駅前店）における営業を続けられる地位にあるか、にあったと考えるのが自然であろう。本件は、創作にインセンティブを与える著作権法が本来機能すべき場面と異なる場面における紛争であること、その紛争においてもXが劣勢にあったこと、その二つの意味において、Xにとって筋が悪い事案であったといえる。そのような事案であったからこそ、裁判所は創作性を否定し、仮にデッドコピーであったとしても請求を認めないという判断をしたとの理解も、一方では考えられよう⁷⁰。

しかし、やはり本件は、そのような考慮をせずとも創作性否定の結論を出しうる事案であったといえる⁷¹。個々の構成要素については3.3.で、それらの組合せについては3.2.で見た通りである。結論の妥当性としても、創作性を有しない言語表現（①宣伝文句、③説明文言）と選択・配列の面

⁶⁹ 関連する論点について、平澤卓人「労働者の引き抜きをめぐる裁判例の分析—法的介入の正当化根拠の観点から」新世代法政策学研究14号（2012年）307頁。

⁷⁰ 本件では、黙示の許諾や権利濫用が認められる事情は見受けられない。そのため、著作物性及び著作者性が仮に肯定されたとすると、原告の請求を棄却することは困難であったと想像される。

⁷¹ 匿名コメント・前掲注9・38頁も、本判決の判断手法及び判断内容は妥当であるとする。

で創作性を有しない表(②表)を、色使いや吹き出しといった、見やすさのために通常なされる工夫を用いて視覚的に表現したものに創作性を認めたり、あるいは、それらと原告が著作権を有しない関連するイラストとを単純に組み合わせたものの創作性を肯定したりすることによって、当該表現を迂回させ、創作のインセンティブを与える必要はないと考えられる。

以上の通り、本判決は、言語を用いた視覚的表現で創作性のないものと、原告が著作権を有しない関連するイラストとを数個組み合わせて作られた、販売宣伝目的のチラシの大部分のデッドコピーの事案で、創作性を否定することによって侵害を否定した一事例としての意義を有する。

別紙 参考図表

3.2.1 (既存の表現を基にしていらない表現のデッドコピーの場合) 関係

【図5】侵害否定 (著作物性否定)

東京地判平成20年12月26日判時2032号
11頁 [黒烏龍茶]

本件デザイン



(裁判所 HP より)

【図6】侵害否定 (著作物性否定)

東京地判平成25年 7 月 2 日裁判所 HP
[シャトー勝沼]

知財高判平成26年 1 月22日裁判所 HP
[同二審]

原告看板 1



被告看板 1

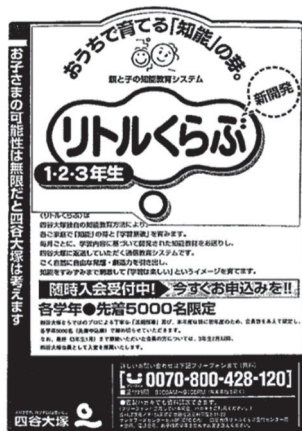


(裁判所 HP (一審) より)

【図7】侵害肯定

東京地判平成10年11月16日 (LEX/DB 文献番号28041737) [リトルくらぶ]

原告広告 (原告著作部分=上部細枠内) 被告広告 (本件記載部分=上部細枠内)



(LEX/DB インターネットより)

3.2.2. (既存の表現を基にした表現のデッドコピーの場合) 関係

【図8】 侵害否定 (著作物性否定)

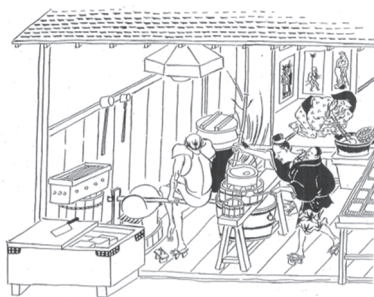
東京地判平成18年 5 月11日判時1946号101頁 [豆腐屋一審]

知財高判平成18年11月29日裁判所 HP [同二審]

原画



原告絵画



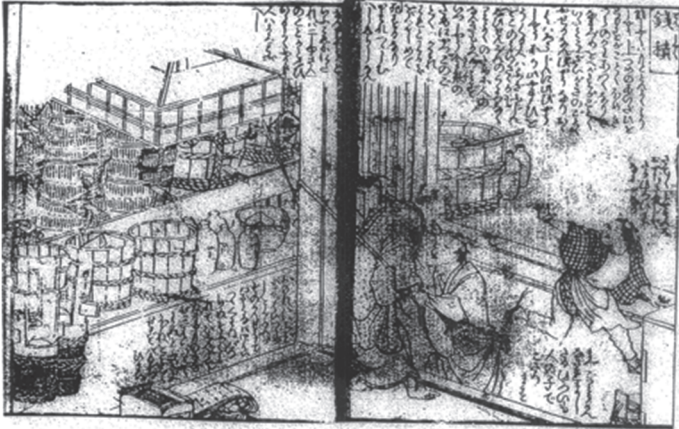
被告パッケージ



(裁判所 HP (一審) より)

【図9】原告絵画1：侵害否定（著作物性否定） 原告絵画2：侵害肯定
東京地判平成18年3月23日判時1946号101頁〔柏書房一審〕
知財高判平成18年9月26日裁判所 HP〔同二審〕
・侵害否定（著作物性否定）

原画 1



原告絵画 1



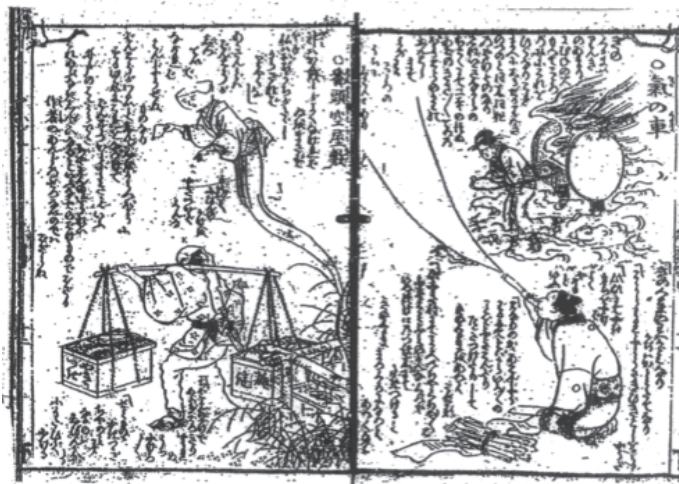
被告絵画 1



（原画 1 及び原告絵画 1 は裁判所 HP（一審）より。被告絵画 1 は江戸遺跡研究会編『図説 江戸考古学研究事典』（2001年・柏書房）186頁より『一刻値万両回春』寛政10年（1798年））

・侵害肯定

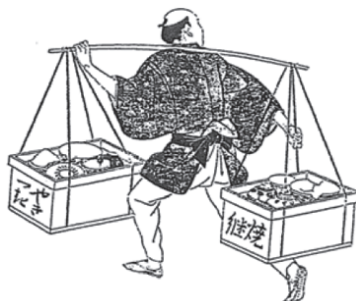
原画 2



原告絵画 2



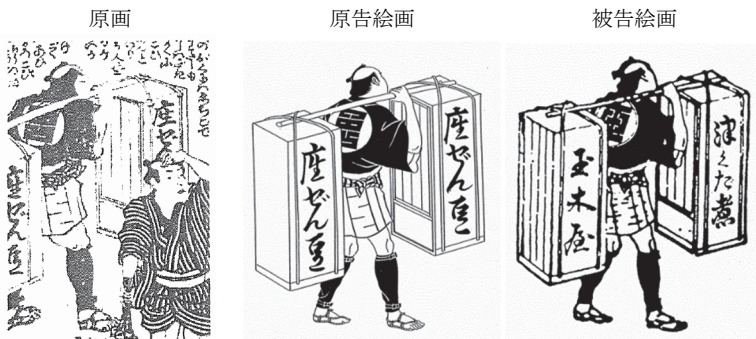
被告絵画 2



(原画 2 及び原告絵画 2 は裁判所 HP (一審) より。被告絵画 2 は江戸遺跡研究会編『図説 江戸考古学研究事典』(2001年・柏書房) 258頁より三谷一馬『江戸物売図聚』(1979年)。原典：享和 3 年 (1803年)『階段模々夢字彙』)

【図10】侵害肯定

東京地判平成11年 9 月28日判時1695号115頁〔玉木屋〕

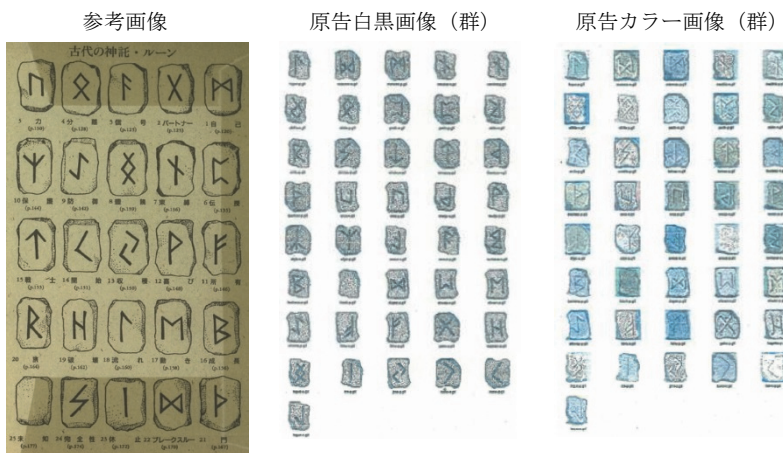


(原画は村井・前掲注18・370頁より。原告絵画及び被告絵画は裁判所HPより)

【図11】侵害否定（著作物性否定）

知財高判平成23年 2 月28日裁判所 HP〔ルーン占い二審〕

(←東京地判平成22年 4 月28日裁判所 HP〔同一審〕はカラー画像のみ侵害肯定)



(原告白黒画像（群）及び原告カラー画像（群）は裁判所 HP（二審）より。参考画像はラルフ・ブラム（関野直行訳）『ルーンの書』（1991年・ヴォイス）表紙裏）

＊参考画像と原告の画像群とで石板の数が異なるのは、一審判旨によると、25個のルーン文字のうち正逆（上下）のある16個については、同じものを180度回転させた画像が作られたためである。ルーン占いにおいて、このような41通り（25+16）の場合分けにすることは通常のことであると、一審判旨の別の箇所（言語の著作物の著作権性の認定に関する判示）では認定されている。

3.2.3. (デッドコピーといえる部分が存在しない場合) 関係

○侵害否定例

【図12】 侵害否定

大阪地判昭和60年 3 月29日無体集17巻 1 号132頁 [商業広告]

原告広告



被告広告 1



(裁判所 HP より)

【図13】侵害否定

大阪地判平成9年3月13日（LEX/DB 文献番号28032265）〔ニューディナーパン
一審〕

大阪高判平成10年2月13日（LEX/DB 文献番号28061181）〔同二審〕

原告広告1

フシギな、不思議なニューディナーパン



★平作りの本体の内部（材質）が「多孔質アルミ」で出来ており、底の厚みが4.5mmです。

★なんと煮てもヘルシー、
お魚の味方のディナーパンです。

ダイエットする方のために
ニューディナーパン
7,900円 申込No.038001

鍋サイズ/直径26cm 標準重：800g
素材：アルミ合金、樹脂付ラスボ、パン
ドゥ：ステンレス

原告広告2

**紙
四の2**

フシギな不思議なニューディナーパン

水なし！ 油なし！

フシギな調理法
が可能なわけは？

ニューディナーパン

7,900円 申込No.038001

鍋サイズ/直径26cm 標準重：800g
素材：アルミ合金、樹脂付ラスボ、パン
ドゥ：ステンレス

スーパー調理器
ミラクルパン
7,900円 申込No.604015

鍋サイズ/全長48cm
高さ13cm、直径26cm、1.8kg
商品名/本体：アルミダイキャスト
取手・つまみ部分：本（カエデ）
蓋：耐熱ガラス
内側：フッ素樹脂コーティング（5層）
フッ素加工塗料、外面：セラミック
コーティングセラミックホーロー加工
多孔質アルミ構造品なので熱伝導率が良く
厚底なので焼きムラがありません。野菜や
肉、魚といった食材に含まれる水分や油を
利用して調理ができる構造になっています

被告広告

ダイエット中の方におススメ!!

水なし！ 油なし！

たったこれだけの火で、ゆ
めが生まれる。だから味も栄養分
も逃げません。

スーパー調理器
ミラクルパン
7,900円 申込No.604015

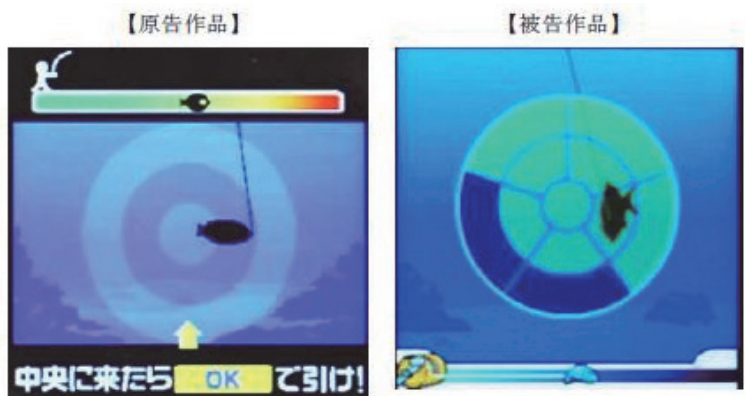
鍋サイズ/全長48cm
高さ13cm、直径26cm、1.8kg
商品名/本体：アルミダイキャスト
取手・つまみ部分：本（カエデ）
蓋：耐熱ガラス
内側：フッ素樹脂コーティング（5層）
フッ素加工塗料、外面：セラミック
コーティングセラミックホーロー加工
多孔質アルミ構造品なので熱伝導率が良く
厚底なので焼きムラがありません。野菜や
肉、魚といった食材に含まれる水分や油を
利用して調理ができる構造になっています

（LEX/DB インターネット（一審）より）

【図14】 侵害否定

知財高判平成24年 8 月 8 日判時2165号42頁 [釣りゲータウン 2 二審]

(↔東京地判平成24年 2 月23日裁判所 HP [同一審] は侵害肯定)



(裁判所 HP (一審) より一部の画像を抜粋)

○侵害肯定例

【図15】侵害肯定

東京地判平成26年10月30日裁判所 HP [シール四季のたより]

参考：侵害否定例

原告著作物 2



被告著作物 2



原告著作物 3



被告著作物 3



(裁判所 HP より)

【図16】侵害肯定

東京地判平成22年 7 月 8 日裁判所 HP [入門歯科東洋医学]

原告図版



被告図版

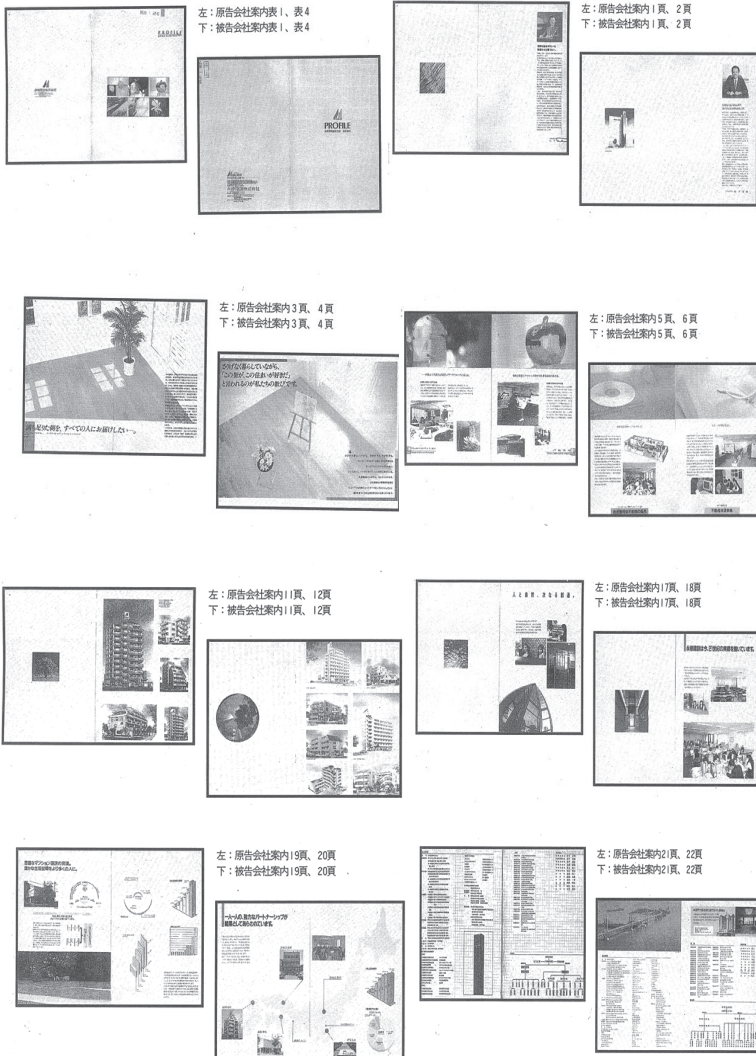


(原告図版は「紀伊國屋書店ウェブストア」(<https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-01-9784524235711>、2020年 4 月 1 日最終アクセス)より。被告図版は「大阪歯科大学図書館」(<https://www.lib.osaka-dent.ac.jp>、2020年 4 月 1 日最終アクセス)において「入門歯科東洋医学」と入力した際の検索結果画面 (URL 略) より。なお、白黒画像は LEX/DB インターネットでも確認できる)

【図17】 侵害肯定

東京高判平成7年1月31日判時1525号150頁 [会社案内パンフ二審]

(←東京地判平成6年3月30日 (LEX/DB 文献番号28011660) [同一審] は侵害否定)



(伊藤真 [判批] iMagazine 2号 (1996年) より)

3.3.2（言語）関係

【図18】

東京地判平成14年 4 月15日判時1792号129頁 [ホテル・ジャンキーズ審]

：①②③につき侵害否定（著作物性否定）

東京高判平成14年10月29日裁判所 HP [同二審]：全体として侵害肯定

	原告記述	転載文
5-(4)	はじめまして。今まで旅行の計画がなくてここは「いつか行く日のために」ROM 専門でしたが、とうとうその「いつか」のチャンスがやってきました！ <u>①夏に最長9日間予定でアジアリゾート行きを計画しています。第一希望はウブドです。</u> <u>しかし、同行人がウブドに9日間なんて絶対に飽きるから嫌だといいます。</u> <u>やっぱり1週間以上ウブドに滞在するのは長すぎるのでしょうか？</u> 私は絵を探したり、ケチャやイベント物を見たり、ホテルでのんびりしたり、ウブド1週間は充実できると思うんだけどな。 <u>②バリの海は堪能したので、次は（私にとっては）未開の地ウブドです。ちなみに第二希望はボロブドゥール遺跡のアマンジオなのですが、こっ</u> <u>ちも9日間は飽きるだろうと言われています。</u>これは私もちょっとそう思います。 ウブドの9日間(まあ1週間でよし)って③皆さんはどう思われますか？	50～51頁 夏に最長九日間の予定でアジアリゾート行きを計画しています。 第一希望はウブドゥですが、同行人がウブドゥに九日間なんて絶対に飽きるから嫌だといいます。やっぱり一週間以上ウブドゥに滞在するのは長すぎるのでしょうか？ バリの海は堪能したので、次は（私にとっては）初めての地ウブドゥです。ちなみに第二希望はボロブドゥール遺跡の「アマンジオ」なのですが、こっちも九日間は飽きるだろうといわれています。皆さんはどう思われますか？（どきん）

(判タ1098号220頁より)

【図19】①②③につき侵害否定(著作物性否定)、④⑤につき侵害肯定
東京地判平成7年12月18日判時1567号126頁[ラストメッセージin最終号]

①侵害否定(著作物性否定)

②侵害否定(著作物性否定)

編集後記・お知らせ
★昭和五十七年十二月創刊以来、三年三か月にわたって発行してまいりました小誌は、この一月号をもつていったん休刊し、近々、誌名・内容を刷新して再発行いたします。長い間ご愛読いただき、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げますとともに、新雑誌へのご声援をよろしくお願い申し上げます。本新・健康誌は、新しい読者層の開拓と、その関わり合いを深めるため、これまでの「壮健ライフ」のイメージ・内容を一新し、誌名も改題して、まったく新しい健康分野に挑戦いたします。どうぞご期待ください。

「VEGETA・ベジタ」休刊のお知らせ
小誌は、昭和六三年四月に野菜と健康の情報誌「VEGETA・ベジタ」として創刊し、その理念に多くのかたがたより深いご賛意と共感をたまり、厚いご支援の中で現在に至りました。しかしながら、このたび突然ではございますが、諸般の事情により本年四月号をもって休刊の止むなきに至りました。創刊以来五年の永きにわたりご愛読いただきました読者の皆様、またお力添えをいただきました関係先生に、ここにあらためましてより御礼申し上げますとともに、不本意ながら休刊の運びとなりましたことを、深くお詫言いたします。いずれ「再スタート」の機をかくく心に誓う存在でございすので、なにとぞ事情ご察察のうえ、ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

③侵害否定(著作物性否定)

いつも「なかよしデラックス」をご愛読いただきまして、とうなりました。今後は増刊「るんるん」をよりいっそうととなりまして、先陣に育てていきたいと考えております。「なかよし」本誌とともにご愛読くださいますようお願い申し上げます。なかよし編集部

④侵害肯定

あたたかいご声援をありがとう

昨今の日本経済の下でギアマガジンは、新しい編集コンセプトで再出発を余儀なくされました。皆様のアンケートでも新しいコンセプトの商品情報誌をというご意見をたくさんいただいております。ギアマガジンが再び店頭に並ぶことをご期待いただき、今号が最終号になります。長い間のご愛読、ありがとうございました。

ギアマガジン 1993年4月号 学習研究社

⑤侵害肯定

休刊のお知らせ

東京地方の桜の開花が待たれる、昨年3月23日、ニュージングルの人たちが心地よく住まうことをテーマにしたライフスタイルの提案誌として、「NESPA」が誕生しました。創刊号を読んでくださった方から、
「本屋さんで見て気に入ったので買ってしまいました。がんばってください」という激励のハガキから、
「内容をもう少し充実させてください」というお叱りの言葉まで、いろいろなご意見をお寄せくださいました。それ以来、毎月毎月、ハガキが増え続けました。
皆様の思いを込めたハガキは、今でも大切に保管しております。
いつかまた、皆様とお逢いできる日のために、貴重な資料として私たちの財産にさせていただきます。
1年と2か月間の短いおつきあいでしたが、
「NESPA」ご愛読、本当にありがとうございました。

(LEX/DB インターネットより)

【図20】侵害否定（著作物性否定）

東京地判平成21年3月30日裁判所 HP [催告書一審]

知財高判平成21年9月16日裁判所 HP [同二審]

催告書

黒藪 哲哉 殿

冠省 貴殿が主宰するサイト「新聞販売黒書」に2007年12月21日付けでアップされた「読売がY C 広川の訪店を再開」と題する記事には、真村氏の代理人である江上武幸弁護士に対する私の回答書の本文が全文掲載されています。

しかし、上記の回答書は特定の個人に宛てたものであり、未公表の著作物ですので、これを公表する権利は、著作者である私が専有しています（著作権法18条1項）。

貴殿が、この回答書を上記サイトにアップしてその内容を公表したことは、私が上記回答書について有する公表権を侵害する行為であり、民事上も刑事上も違法な行為です。

そして、このような違法行為に対して、著作権者である私は、差止請求権を有しています（同法112条1項）ので、貴殿に対し、本書面到達日3日以内に上記記事から私の回答を削除するよう催告します。

貴殿がこの催告に従わない場合は、相応の法的手段を採ることとなりますので、この旨を付言します。

不一

2007年12月21日
福岡県福岡市中央区赤坂×丁目×番×号
株式会社読売新聞西部本社
法務室長 江 崎 徹 志



（裁判所 HP（二審）より作成）

【図21】侵害否定（著作物性否定）

東京地判平成19年11月26日（Westlaw Japan 文献番号2007WLJPCA11268010）[裁判傍聴記一審]

知財高判平成20年7月17日判時2011号137頁 [同二審]

「株式交換で20億円計上」ライブドア事件証人・丸山サトシ氏への検察側による主尋問

●証人のパソコンのファイルについて

- ライブドアの平成16（2004）年9月期の最初の予算である
- 各事業部や子会社の予算案から作成されている
- ライブドアファイナンスによる投資事業は含んでいない

- 「売上高は132億円／営業利益は22.7億円」で、最初の予算案だからアグレッシブだった
- 証人は、「売上高は100～110億円／営業利益は7～8億円」が妥当と感じていた
 - 前年比増収増益で、実現可能な数字だった
- 経営陣の考えで、全事業の増収増益が求められた
- 減収減益だと、各事業部長や子会社社長の減給や降格もありえた
 - 判断は、堀江貴文（ライブドア前社長）が行っていた
- 前年実績などから、予算案を現実的な数値に修正するのが証人の仕事であった
- 堀江被告に予算案を報告したところ、容赦なかった
 - 堀江被告は、ライブドアファイナンスによる投資事業が含まれないことは知っていた
- ライブドアファイナンスによる投資事業の売上は、10億円が見込まれた
 - イーバンク銀行との提携による100億円規模のファンドの設立報酬や管理報酬などが大半だった
- 証人のパソコンの別のファイルについて
 - 上記ファイルの予算を修正したものである
 - 平成15（2003）年10月下旬にイーバンクとの提携が暗礁に乗上げていて、ファンドの設立が困難になっていた
 - その頃、中村長也被告（ライブドアファイナンス前社長）に「株式交換で売上18億円を計上する」と聞いた
 - ライブドア株の売却益をグループの連結売上にする
 - 良くない予感ではしたが、予算作成で手一杯で「数字がまとまればいい」という感覚だった
- 証人のパソコンの別のファイルについて
 - 上記ファイルの予算を修正したものである
 - イーバンク関連の予算の大半は実現不可能なので、消去した
 - ライブドアファイナンスによる投資有価証券売上高の名目で18億円を計上した
 - ライブドア株の売却益のみだと思う
 - 12月と1月に9億円ずつ分けて計上しているのは、四半期毎に平準化するためだった
 - 平準化は、堀江被告ら役員の意向だった
- 証人のパソコンの別のファイルについて
 - 上記ファイルの予算を修正したものである
 - 営業利益を19億円としていた
 - 宮内亮治被告（ライブドア元取締役）に、「20億円いかないと、社長の承認が取れない」と言われた

- 20億円に修正したファイルを11月7日に、メールで堀江被告に送信した
 - 数字は複雑だが、堀江被告は理解していたはず
- 同日、堀江被告から「クラサワコミュニケーションズの分も、予算に盛込まなくてはいいのではないか」という返信メールが届いた
 - 実際は、クラサワコミュニケーションズとの株式交換も計上していた
- 11月10日（月）の打合せについて
 - 大和生命ビルの地下レストランで行われた
 - 出席者は、堀江被告・宮内被告・証人・堀江被告の抱持ちの学生（何かの企画のインターン）だった
 - クラサワコミュニケーションズとの株式交換も計上していることを口頭で説明した
 - 堀江被告は何も言わなかったが、分からないときは質問するので、説明を理解していたと思う
- 予算の最終案について
 - 堀江被告に「営業利益が20億円では少ないので、経常利益を20億円でできないか」と言われた
 - 株式市場の期待を上回り、ライブドアの株価を上げることを意識しているようだった
 - 中村被告に相談し、投資有価証券売上高を20億円に修正した
 - 他はほとんど変えていない
 - 堀江被告にメールで報告し、11月18日に「概ねOKでしょう」という承認を得た
- 予算のその後について
 - 平成16（2004）年2月の決算短信で、経常利益を20億円から30億円に上方修正した
 - 熊谷史人被告（ライブドア元代表取締役）に「ライブドアの株価も上がったし、ウェブキャッシング・ドットコムとの株式交換もあるから」と言われた
 - 中村被告に相談し、ライブドアおよびグループ全体の予算を修正して、堀江被告・宮内被告・熊谷被告に報告した
 - 熊谷被告を通じて堀江被告の了承を得た後、一部修正して決算短信で公表した
 - 5月の決算短信でも、経常利益を30億円から50億円に上方修正した
 - 堀江被告に「経常利益を50億円にしたい」と言われた
 - 希望的観測の数字で50億円になるように修正して、堀江被告の了承を得た後、決算短信で公表した

（判タ1274号251-252頁より）

【図22】侵害肯定

東京地判昭和53年 6 月21日無体集10巻 1 号287頁 [日照権]

原告著「日照権」	被告小林著「日照紛争と環境権」
<u>住宅地の日照が高層化の推進とともに一方的に奪われていくというような事態は、明治二十九年の民法の立法者が予想もしなかつたことであつた。学説や裁判例も、この新しい事態に即応して実効的な解決を与えることはできなかった。しかし日照を守る住民たちの主張は、一般市民の間に広い共感をよんだだけでなく、相手方の企業からも部分的な承認を得て、自主的な紛争解決の実績をつみあげてきた。そこには、市民社会の生きた法としての日照権のめばえを明らかに読み取る</u>ことができる。	<u>住宅地の日照が高層化の推進とともに一方的に奪われていくというような事態は、明治二九年の民法の立法者が予想もしなかつたことであつた。裁判例も、この新しい事態に必ずしも十分に即応して実効的な解決を与えることはできなかった。しかし、日照を守る住民たちの主張は、相手方企業からも部分的な承認を得て、自主的な紛争解決の実績をつみ上げてきている。そこには、市民社会の生きた法としての日照権のめばえを明らかに読みと</u>ることができる。

(無体集10巻 1 号303-304頁より。下線は筆者による)

【図23】侵害肯定

東京地判平成15年10月22日判時1850号123頁 [転職情報]

原告転職情報	被告転職情報 B
1 【表題部】 <u>その案件は、エンジニアにとってスキルの向上につながるか...</u> <u>キャリアアップに役立つ業務知識やノウハウが得られるか...</u> <u>開発環境や条件は希望を満たしているか...</u> <u>ひとつのプロジェクトが完了したとき、関わったエンジニア自身があらゆる面から深い満足を得られるような仕事であること。</u> <u>それが、シャンテリーが案件を選択するときの基準</u>です。	【案件の選択基準】 <u>その案件は、エンジニアにとってスキルの向上につながるか...</u> <u>キャリアアップに役立つ業務知識やノウハウが得られるか...</u> <u>開発環境や条件は希望を満たしているか...</u> <u>一つのプロジェクトが完了したとき、関わったエンジニア自身があらゆる面から深い満足を得られるような仕事であること。</u> <u>それが、シャンテリーが案件を選択するときの基準。</u>

2	【仕事内容】 <u>オープン系を中心に、アプリケーション、Web系、制御系に至るまで幅広い分野での開発を手がけている当社で、あなたの希望するプロジェクトに携わっていただきます。</u>	【仕事内容】 <u>Web系とオープン系を中心に、汎用系、制御系に至るまで幅広い分野での開発を手がけている当社で、あなたの希望するプロジェクトに携わっていただきます。</u>
3	【仕事内容】 ■開発実績の一例 <u>Web系...介護情報ネットワークシステム開発・インターネット証券トレードシステム開発</u> <u>オープン系...在庫管理システム、戦略シミュレーションシステム開発</u> <u>制御系...各種OA機器の組込みアプリケーションソフトウェア開発</u> 【NEW!】ナスダック上場企業のBtoBサイト構築、共同プロジェクト進行中! シャンテリーからはプロジェクトマネージャーが参加しています。	【開発実績の一例】 <u>Web系...介護情報ネットワークシステム開発・インターネット証券トレードシステム開発</u> <u>オープン系...在庫管理システム、戦略シミュレーションシステム開発</u> <u>制御系...各種OA機器の組込みアプリケーションソフトウェア開発</u> <u>汎用系...大手都銀統合システム開発</u> 【NEW!】ナスダック上場企業のBtoBサイト構築、共同プロジェクト進行中! シャンテリーからはプロジェクトマネージャーが参加しています。
4	【仕事内容】 <u>ひとつのプロジェクトは約3～6ヶ月という短い期間のものがほとんど。それだけにさまざまなジャンルの開発に携わることができます。</u> <u>※もちろん中には1年程度という長いスパンでの開発案件もあります。</u>	【仕事内容】 <u>ひとつのプロジェクトは約2～3ヶ月という短い期間のものがほとんど。それだけにさまざまなジャンルの開発に携わることができます。</u> <u>※もちろん中には1年程度という長いスパンでの開発案件もあります。</u>
5	【資格】 <u>学歴不問21歳～32歳位迄（契約社員は40歳位迄）</u> <u>■プログラマーもしくはエンジニアとしての開発実務経験を1年以上お持ちの方、歓迎します。</u> <u>※スキルアップが望めない...新しい分野の開発をしたい、キャリアアップしたいが機会がない...そんなエンジニアの方、ぜひ一度ご連絡下さい。</u> <u>※もちろん経験年数3年以上レベルの方は即戦力として活躍できます。</u>	【応募資格】 <u>学歴不問21歳～33歳位迄</u> <u>■プログラマーもしくはエンジニアとしての開発実務経験を1年以上お持ちの方、歓迎します。</u> <u>※スキルアップが望めない...新しい分野の開発をしたい、キャリアアップしたいが機会がない...そんなエンジニアの方、ぜひ一度ご連絡下さい。</u> <u>※もちろん経験年数3年以上レベルの方は即戦力として活躍できます。</u>

6	【勤務地】 ※横浜線・小田急線・田園都市線・相鉄線・東海道線沿線でのプロジェクトが多数あり、自宅から近い場所を選ぶ社員が多くいます。	【勤務地】 ※横浜線・小田急線・新玉川線・相鉄線・東海道線沿線でのプロジェクトが多数あり、自宅から近い場所を選ぶ社員が多くいます。
---	--	---

(裁判所 HP より。下線は筆者による)

【図24】侵害肯定

東京地判平成27年3月27日裁判所 HP [著作権法論文一審]

知財高判平成27年10月6日裁判所 HP [同二審]

原告論文 表現 1	被告ら共著論文 表現 1
IP マルチキャスト放送事業者が放送の同時再送信を行う場合には、まず放送事業者の再送信同意を得る必要がある(電気通信役務利用放送法第12条)。 (中略) まず、再送信同意の基本原則として、①編成面及び技術面における「同一性保持」が維持されていること、②放送事業者の放送の意図としての地域性の担保が可能であることが挙げられている。次に、具体的な技術要件として、①地域限定性の確保(再送信サービスのエリアが、当該地域で地上デジタル放送を行っている地上放送事業者の放送対象地域に限定することが可能であること等)、②著作権の保護(地上デジタル放送と同等のコンテンツ保護機能を有すること等)、③同一性の確保(サービス・編成の同一性が保たれること、地上デジタル放送と同等の品質が保たれること、データ放送の機能が地上デジタル放送と同等に確保されること等)といった項目が挙げられている。さらに、再送信同意の手続きについて、放送の再送信を希望する役務利用放送事業者は、同意主体である地上放送事業者から構成される審議	まず、電気通信役務利用放送法第12条に基づき、IP マルチキャスト放送事業者は放送事業者の許諾を得る必要がある。 また、この場合の許諾の基本原則として、①編成面及び技術面における「同一性保持」が維持されていること、②放送事業者の放送の意図としての地域性の担保が可能であることが挙げられている。さらに、具体的な技術要件として、①地域限定性の確保(再送信サービスのエリアが、当該地域で地上デジタル放送を行っている地上放送事業者の放送対象地域に限定することが可能であること等)、②著作権の保護(地上デジタル放送と同等のコンテンツ保護機能を有すること等)、③同一性の確保(サービス・編成の同一性が保たれること、地上デジタル放送と同等の品質が保たれること、データ放送の機能が地上デジタル放送と同等に確保されること等)といった項目が挙げられている。さらに、再送信同意の手続きについて、放送の再送信を希望する役務利用放送事業者は、同意主体である地上放送事業者から構

<u>機関に対し、所定の資料を提出し、審議機関は、当該資料をもとに再送信同意に関する判断を行うとされている。</u>	<u>成される審議機関に対し、所定の資料を提出し、審議機関は、当該資料をもとに再送信同意に関する判断を行うとされている。</u>
--	--

(裁判所HP（一審）より。下線は筆者による)

3.3.3 (図表) 関係

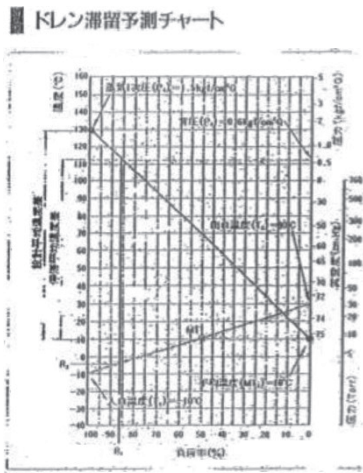
○図

【図25】侵害否定（著作物性否定）

東京地判平成17年11月17日判時1949号95頁 [ドレン滞留ポイント図表]

原告チャート 5

被告チャート

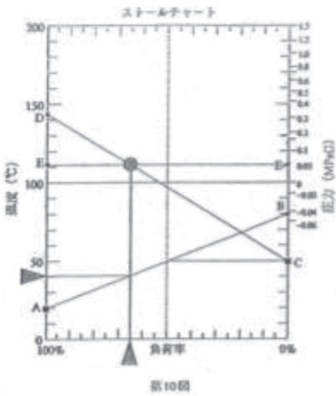


■ ドレン滞留予測チャート

■ ドレン滞留予測チャート

装置名：エロフィンヒーター

- 条件：1) 入口温度 (T_i) = -10°C
2) 出口温度 (T_e) = 4-20°C
3) 蒸気1次圧 (P₁) = 1.5 MPa (G) (1.5 MPa (G) の入口圧力)
4) ドレン背圧 (P_d) = 0.6 MPa (G)



- A: 被加熱物の最低温度
B: 被加熱物の必要温度
C: 被加熱物の最低入口温度 (A) と必要出口温度 (B) の平均値
D: 装置に供給し得る最高の蒸気圧力
E: スチームトラップ出口側の背圧

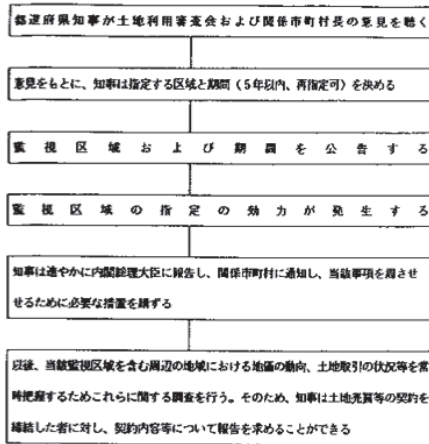
(裁判所 HP より)

○表

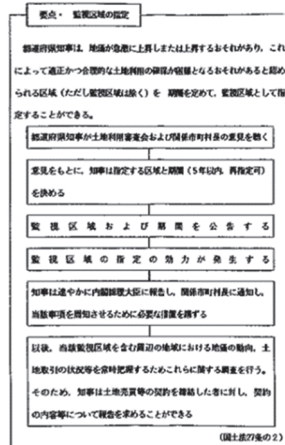
【図28】原告表7につき侵害否定（著作物性否定）、原告表6、8につき侵害肯定
前掲〔出る順宅建二審〕（↔〔同一審〕はいずれも侵害肯定）

- ・侵害否定（著作物性否定）（↔〔同一審〕は侵害肯定）

原告表7



被告表7



- ・侵害肯定

原告表6

公式38

建築協定	
適用区域	建築協定を締結することができる市の市町村の「条例」がある区域内であれば、全国どの地域でも可能
協定の主体	土地の所有者等 借地権者（借上権・借地権）→地主の承諾不要（臨時設備・一時使用を除く）
協定の内容	建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、色近、建築設備に関する基準についての協定
手続	全員の合意（借地権がある土地は借地権者の合意で足り、土地所有者の合意は不要）で建築協定書を作成→その代表者が特定行政庁に提出→認可→公告
協定の効力	特定行政庁の認可の公告があった日以降に、協定区域内の土地所有者や借地権者となった者に対してもその効力が及ぶ
協定の変更	全員の合意→特定行政庁に申請→認可→公告
協定の廃止	過半数の合意→特定行政庁に申請→認可→公告
一人協定	1人の所有者だけが存し、他に所有者も借地権者もない土地の区域においても、その所有者は建築協定を定めることができる

※ 一人協定の効力発生時期は、許可の日から1年以内に協定区域内の土地に2人以上の土地所有者等が存することとなったときから

被告表6

要点・建築協定のまとめ

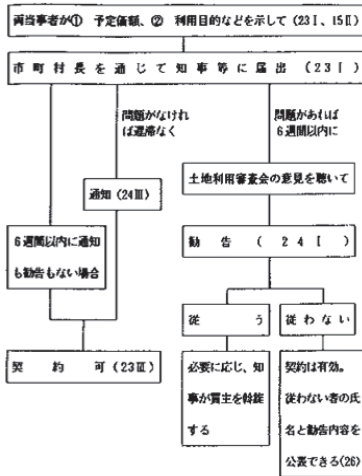
適用区域	建築協定を締結することができる市の市町村の「条例」がある区域内であれば、全国どの地域でも可能
協定の主体	土地の所有者等 - 土地所有者 - 借地権者（借上権・借地権）→地主の承諾不要
協定の内容	建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、色近、建築設備に関する基準についての協定
手続	全員の合意（借地権がある土地は借地権者の合意で足り、土地所有者の合意は不要）で建築協定書を作成→その代表者が特定行政庁に提出→認可→公告
協定の効力	特定行政庁の認可の公告があった日以降に、協定区域内の土地所有者や借地権者となった者に対してもその効力が及ぶ ※1
協定の変更	全員の合意→特定行政庁に申請→認可→公告
協定の廃止	過半数の合意→特定行政庁に申請→認可→公告
一人協定	1人の所有者だけが存し、他に所有者も借地権者もない土地の区域においても、その所有者は建築協定を定めることができる ※2

※1 建築物の借主も、借主の権限に属する事項が協定の内容になっているなら、借主も効力は及ぶ。

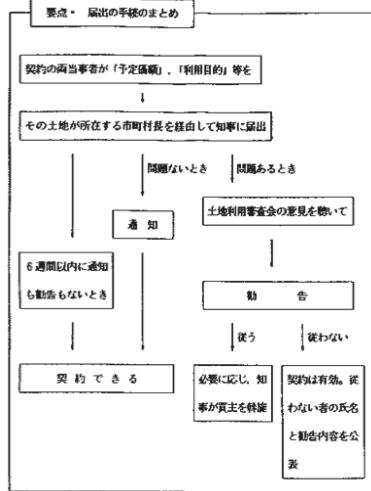
※2 一人所有者の効力発生時期は許可の日から1年以内に協定区域内の土地に2人以上の土地所有者等が存することとなったときから。

・侵害肯定

原告表 8



被告表 8



(知裁集26巻2号826-831頁より)

【図29】侵害否定（著作物性否定） ＊非デッドコピー事案
 東京地判平成16年3月30日裁判所 HP [ケイコとマナブー審]
 東京高判平成17年3月29日裁判所 HP [同二審]

原告通学アイコン一覧表

① いろいろあります！スクール情報で使われているマークはコレ！		
スクール便利ポイント		
右ページの①に開張されているマークです。そのスクールが持っている立地条件、設備のほか、受講生が受けられるサービスなどを表しています。		
①-1 駅から近く、通学徒歩3分以内（目安）のスクールです。 ①-2 シャワー・シャワー完備。シャワー設備のあるスポーツクラブなどに、このマークがつけられています。 ①-3 駐車場あり。専用駐車場、敷入のシャワー・シャワー完備など、様々なサービスがあります。 ①-4 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-5 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-6 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-7 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-8 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-9 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-10 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。	①-11 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-12 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-13 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-14 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-15 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-16 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-17 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-18 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-19 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-20 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。	①-21 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-22 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-23 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-24 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-25 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-26 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-27 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-28 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-29 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ①-30 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。
特長アイコン		
右ページの②に開張されているマークです。[スクール便利ポイント]が、スクール全体の特長を表しているのに対して、特長アイコンはこのマークが表されている特長・コース独自の特長・メリットを表しています。個別の特長、コースの特長、レベル、開講などに特長が表されています。		
②-1 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-2 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-3 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-4 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-5 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-6 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-7 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-8 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-9 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-10 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。	②-11 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-12 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-13 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-14 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-15 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-16 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-17 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-18 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-19 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-20 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。	②-21 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-22 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-23 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-24 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-25 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-26 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-27 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-28 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-29 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ②-30 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。
③ 情報アイコン		
右ページの③に開張されているマークです。このマークが表されている特長・コースの受講料の支払い方法や、割引に関する特長・メリットを表しています。		
③-1 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-2 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-3 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-4 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-5 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-6 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-7 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-8 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-9 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-10 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。	③-11 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-12 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-13 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-14 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-15 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-16 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-17 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-18 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-19 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-20 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。	③-21 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-22 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-23 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-24 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-25 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-26 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-27 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-28 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-29 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。 ③-30 通学に関するサービス、車での通学ができるスクールです。

(Westlaw Japan（一審）より)

＊原告通学アイコン一覧表についての説明（判旨より引用）

「読者がスクール及び講座を選択する際に関心事となる特徴点を示した合計71種類のアイコンが、
 [1]『そのスクールが持っている立地条件、設備のほか、受講生が受けられるサービスなど』に
 関する『スクール便利ポイント』（23種類、例：『駅前』駅出口から、周囲徒歩3分以内（目安）
 のスクールです』『シャワー完備』シャワー設備のあるスポーツクラブなどに、このマークが
 ついています』『駐車場有り』駐車場があり、車で通学ができるスクールです）、
 [2]『講座・コース独自の特長・メリット・・・開講時間、受講制度、レベル、講師など』に関
 する『特長アイコン』（例：『予約制』レッスンの予定を自由に予約できる制度があります、
 『土日OK』土日も開講しているレッスン・コースです』『初心者対象』まったくの初心者
 を対象としたコース・レッスンです）、
 [3]『講座・コースの受講料の支払い方法や、割引に関する特長・メリット』に関する『〇得情
 報アイコン』（例：『給付制度対象』厚生労働省教育訓練給付制度の対象講座です、『分割分
 納』受講料を分けて支払います。手数料や金利が発生する可能性があるため、必ずスクールに
 お問合せください）
 の三つに分類、配列されている。」

【図30】 侵害肯定 *同様の表が100個以上存在した事案

東京地判平成4年10月30日判時1460号132頁〔観光タクシータリフ〕

原告コース表及び原告案内図

コードNo 147

島原港：雲仙

コース	所要時間	モジュールコース	料金	
			小	中
市内観光	1 2:00	(島原市内観光No1コース) 島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	6,000	7,600
	2 1:30	(島原市内観光No2コース) 島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	4,600	5,700
島原・雲仙・小浜	3 3:00	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	13,000	16,500
	4 2:30	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	12,000	15,500
	5 2:00	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	9,400	10,700
	6 1:30	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	7,500	9,600
	7 2:00	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	10,000	13,000
	8 1:30	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	8,000	11,500
	9 1:10	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	6,500	7,000
	10 0:40	島原～島原駅～武家屋敷～わはん堂～白土湯～本光寺～うづり堀陣跡～島原港又市内	4,600	5,800
	11 (0:30)	上記No3～No10コースのあと雲仙温泉～小浜温泉まで延長した場合の…追加料金は	3,200	4,100
島原・長門・空	12 9:00	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内2H～西海橋～長崎空港	48,500	62,000
	13 8:30	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内2H～西海橋～長崎空港	51,500	67,000
	14 7:30	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内2H～西海橋～長崎空港	48,000	62,000
	15 7:30	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内観光～長崎市～長崎空港	40,000	52,000
	16 7:00	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内2H～長崎市～長崎空港	38,000	49,000
	17 6:00	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内2H～長崎市～長崎空港	34,000	43,500
	18 4:30	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内2H～長崎市～長崎空港	25,000	32,000
島原・空・雲仙・野	19 3:50	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内～長崎空港	23,000	30,000
	20 2:50	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～豊野～長門市内～長崎空港	18,500	24,000
	21 1:30	島原～多比良	13,500	17,600
	22	上記No12～No14コースの送りを…雲仙温泉にした場合も空港送りの料金と同じです		
	23 (0:50)	上記No15～No21コースの送りを…雲仙温泉にした場合の…追加料金は	5,800	7,200
島原・各	24 3:00	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～金浜～口之津港	18,000	23,000
	25 1:00	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～金浜～口之津港	7,000	9,000
	26 0:25	島原～島原駅～雲仙地獄～仁田峠～小浜～金浜～口之津港	3,400	4,200

(岡邦俊『続・著作権の法廷』(1994年・ぎょうせい) 55頁による日経デザイン 93年2月号の転載より)